令和７年度

保 育 要 覧

南国市子育て支援課

目　　次

保育所の現状

南国市保育所（園）一覧表…… 3
保育所（園）施設詳細一覧表…… 4
保育所（園）位置図…… 6
利用者負担額表…… 7

保育所の人員・方針・目標

久礼田保育所……１１
国府保育所……１２
長岡西部保育所……１３
明見保育所……１４
あけぼの保育所……１５
里保育所……１６
岡豊保育園……１７
長岡東部保育園……１８
後免野田保育園……１９
大篠保育園……２０
吾岡保育園……２１
稲生保育園……２２
十市保育園……２３
浜改田保育園……２４

保育所入所児童数

令和７年度～令和３年度……２７

関係人口等資料

入所実施児童数の推移……３５
保育対象児童数……３６
人口・世帯数・一世帯当たり世帯人員数……３７
地区別人口の推移……３８

条例等資料

乳児等通園支援事業に関する基準条例……４１
南国市立保育所の設置及び管理に関する条例……５２
南国市立保育所の設置及び管理に関する条例施行規則……５４
南国市立保育所に係る保育料徴収規則……５７
南国市民営保育所に係る保育料徴収規則……５９
南国市延長保育事業実施要綱……６１
南国市一時保育事業実施要綱……６６
保育所における苦情解決制度実施要領……６９
南国市病後児保育事業実施要綱……７１
南国市多子世帯保育料等軽減事業実施要項……７４
南国市幼児教育・保育副食費に係る補助金交付要綱……７７

保育所の現状

南国市保育所（園）一覧表

名　　称	所　在　地	電　　話	経営主体	募集開始年齢	延長保育	乳児保育	家庭支援	一時保育	病後児保育	体調不良児保育	子育て支援センター	地域活動
久礼田保育所	久礼田９０７番地	862-0620	南　国　市	※１才	○							○
国府保育所	国分１１３２番地	862-0700	南　国　市	※１才	○							○
長岡西部保育所	幸町１丁目２番３３号	864-2927	南　国　市	生後10カ月	○	○	○	○				○
明見保育所	明見７６４番地１	863-2250	南　国　市	※１才	○							○
あけぼの保育所	田村乙２２３１番地２	864-2701	南　国　市	生後10カ月	○	○		○				○
里保育所	里改田１０２６番地	865-1200	南　国　市	※１才	○							○
岡豊保育園	岡豊町八幡９２２番地１	862-0110	（社福）南国市社会福祉協議会	生後６カ月	○	○					○	○
長岡東部保育園	下末松２３３番地	864-2357	（社福）南国市社会福祉協議会	生後６カ月	○	○						○
後免野田保育園	西野田町２丁目５番１８号	864-2462	（社福）ふるさと自然村	生後６カ月	○	○			○			○
大篠保育園	大埇甲２５０４番地	863-2482	（社福）大埇福祉協会	生後６カ月	○	○					○	○
吾岡保育園	大埇乙３５５３番地１	863-1001	（社福）大埇福祉協会	生後６カ月	○	○					○	○
稲生保育園	稲生１３８６番地１	865-8207	（社福）和香会	生後10カ月	○	○						○
十市保育園	十市２３１５番地１	865-8801	（社福）和香会	生後６カ月	○	○					○	○
浜改田保育園	浜改田５３０番地１	865-0533	（社福）嶺南福祉事業会	生後６カ月	○	○				○		○

注）※印は、募集開始年齢は令和７年４月１日現在の年齢です。

子育て支援センターは南国市こども家庭センターにおいても実施
大湊保育所は令和２年３月31日に閉所

保育所（園）施設詳細一覧表

保育所（園）名	建築年月日（認可）	構造	面積										
			敷地	建築面積	建物〔延床〕	屋外遊戯場	各部屋の状況						
							0～1才〔室数〕	2～5才〔室数〕	遊戯室	医務室	調理室	事務室	便所
南国市立													
久礼田	H7.7.1 (S24.4)	木・平	3,251.46	665.46	608.91	1,340.00	42.23 〔1〕	153.23 〔4〕	73.70	7.45	42.23	31.70	34.90
国府	S53.3.31 (S26.4)	RC・二	1,814.12	353.85	一階 353.85 二階 142.01 合計 495.86	875.00	49.66 〔1〕	134.40 〔3〕	61.96	14.49	27.07	17.54	28.24
長岡西部	R4.3 (S27.7)	鉄骨造・二	3,860.87	1,334.52	1,322.80	1,584.17	157.93 〔3〕	313.83 〔5〕	139.70	10.96	56.86	41.63	96.50
明見	S63.3 (S26.5)	木・平	1,502.03	405.75	317.59	692.26	23.19 〔1〕	76.65 〔2〕	59.62	事務室に含む	21.53	17.39	31.78
あけぼの	H4.3 (S24.7)	木・平	3,905.97	1,084.36	904.38	949.54	93.30 〔2〕	245.62 〔4〕	92.09	9.94	47.20	40.58	60.12
里	S49.7.1 (S27.3)	木・平	3,122.00	715.36	620.96	1,300.00	66.24 〔1〕	264.96 〔4〕	23.51	4.96	42.23	48.02	34.16

H31(R1)にあけぼの保育所が園庭に保育室等を増築。その分(256.26㎡)は建物[延床]等に含み、屋外遊技場等から除く。

保育所（園）施設詳細一覧表

保育所（園）名	建築年月日（認可）	構造	面積										
			敷地	建築面積	建物〔延床〕	屋外遊戯場	各部屋の状況						
							0～1才〔室数〕	2～5才〔室数〕	遊戯室	医務室	調理室	事務室	便所
社会福祉法人													
岡豊	H25.4.30 (H24.4)	木・平	4,734.91	1,014.65	778.50	1,468.81	130.30 〔2〕	234.00 〔4〕	107.00	9.72	46.32	32.28	61.38
長岡東部	H10.2.27 (H22.4)	木・平	3,404.05	856.52	827.89	754.65	112.39 〔2〕	213.47 〔4〕	66.59	7.45	42.23	28.57	48.96
後免野田	S56.3.31 (H17.4)	RC・二	3,238.00	642.48	一階 553.50 二階 287.75 合計 841.25	1,451.67	108.20 〔2〕	277.25 〔5〕	108.50	9.00	49.00	37.70	44.85
大篠	S62.3 (H13.4)	RC・二	3,911.00	1,097.83	一階 872.42 二階 169.38 合計 1,041.80	1,481.88	148.59 〔3〕	374.19 〔6〕	108.00	16.50	80.16	33.00	68.00
吾岡	S50.10.1 (S50.8)	RC・二	2,377.76	427.46	一階 368.76 二階 281.21 合計 649.97	1,550.93	112.89 〔3〕	273.44 〔4〕	－	6.00	33.46	25.20	40.40
稲生	H1.3 (H18.4)	木・平	2,490.36	532.26	443.93	986.00	35.92 〔1〕	140.47 〔3〕	70.80	8.15	31.06	27.88	38.88
十市	H2.2.28 (H16.4)	木・平	4,578.97	889.98	879.55	1,657.26	130.55 〔4〕	293.15 〔6〕	74.53	7.45	50.51	32.72	55.20
浜改田	S56.4.30 (S23.8)	RC・平	2,299.81	637.84	606.99	1,200.00	55.82 〔2〕	171.70 〔2〕	145.40	11.08	29.18	23.71	24.40

H26に明見保育所が食品庫を増築。その分(3.31㎡)は建物[延床]に含む
H27に大篠保育園が4・5歳室と調理室を増築。その分(10.76㎡)は建物[延床]に含む
H27に明見保育所が倉庫を増築。その分(8.28㎡)は建物[延床]に含む
H28に明見保育所が図書コーナーを増築。その分(6.62㎡)は建物[延床]に含む
H30に吾岡保育園が園庭を増設。その分(1,127㎡)は屋外遊技場に含む。
H31(R1)に吾岡保育園が第2園庭等(581.05㎡)を屋外遊技場から除く。

南国市 保育所(園)・幼稚園等 位置図

【保育所(園)】

①久礼田保育所
②国府保育所
③長岡西部保育所
④明見保育所
⑤あけぼの保育所
⑥里保育所
⑦岡豊保育園
⑧長岡東部保育園
⑨後免野田保育園
⑩大篠保育園
⑪吾岡保育園
⑫稲生保育園
⑬十市保育園
⑭浜改田保育園

【幼稚園】

⑮たちばな幼稚園

【認定こども園】

⑯あとむ
⑰ひまわり
⑱フレンド幼稚園

【小規模保育】

⑲まみい保育園
⑳夢工房さくら
㉑ニチイキッズ
なんこく保育園

【事業所内保育】

㉒こはすキッズ

令和7年度　南国市2号（3歳未満児クラス）、3号認定利用者負担額表

保育所（園）、認定こども園、小規模保育施設等の利用者のうち、2、3号（保育）認定の利用者負担額です。国の基準をもとに市が定め、保護者の市区町村民税所得割額の合算額により階層を判定します。

下表の「3歳未満児クラス」、「年少クラス」とは、4月1日時点での年齢で決定されますので、年度の途中で3歳となった場合も保育料に変更はありません。

国階層		支給認定保護者の属する世帯の階層	月額利用者負担額			
			3歳未満児クラス		年少クラス以上	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①	1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②	2	市区町村民税非課税世帯				
③	3	市区町村民税均等割のみ	13,000円	12,800円		
	4	市区町村民税所得割　48,600円未満	18,000円	17,700円		
④	5	48,600円以上　57,700円未満	23,000円	22,600円		
	6	57,700円以上　77,101円未満	26,000円	25,600円		
	7	77,101円以上　97,000円未満	29,500円	29,000円		
⑤	8	97,000円以上　117,000円未満	34,500円	33,900円		
	9	117,000円以上　139,000円未満	39,000円	38,300円		
	10	139,000円以上　169,000円未満	43,500円	42,800円		
⑥	11	169,000円以上　212,000円未満	47,000円	46,200円		
	12	212,000円以上　301,000円未満	49,000円	48,200円		
⑦	13	301,000円以上　397,000円未満	51,000円	50,100円		
⑧	14	397,000円以上	53,000円	52,100円		

《 備　考 》

1　市区町村民税の課税額は、4月分から8月分までの利用者負担額については前年度分のものを適用し、9月から3月までのものについては当該年度分のものを適用します。

2　世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母及びそれ以外の扶養義務者（世帯の生計を維持する上で中心となる者の場合に限る。）の市区町村民税の所得割課税額を合算します。

3　市区町村民税の所得割課税額については、次の税額控除等は適用されません。
寄付金税額控除／外国税額控除／配当控除／配当割額・株式等譲渡所得割控除
住宅借入金等特別税額控除

4　障害者・母子・父子世帯で次の階層の世帯の利用者負担額は次のとおりとなります。
〔障害者世帯は、在宅障害者（児）のいる世帯〕

認定保護者の属する世帯の階層		月額利用者負担額			
		3歳未満児クラス		年少クラス以上	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
2	市区町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
3	市区町村民税均等割のみ	4,500円	4,400円		
4	所得割　48,600円未満	6,000円	5,900円		
5	所得割　48,600円以上　57,700円未満	7,500円	7,400円		
6	所得割　57,700円以上　77,101円未満	9,000円	8,900円		

5　所得割が77,101円未満の障害者・母子・父子世帯については第2子以降の保育料は無料です。

6　世帯の階層や、養育する児童の年齢や人数等によって、利用者負担額の軽減があります。
次ページの「令和7年度　南国市2号（3歳未満児クラス）、3号認定利用者負担額表（予定）　別表」を参照ください。

令和7年度　南国市2号（3歳未満児クラス）、3号認定利用者負担額表　別表

<table>
<tr><th rowspan="2">階層</th><th rowspan="2">市民税所得割額</th><th colspan="2">右の世帯以外</th><th colspan="2">ひとり親世帯等</th></tr>
<tr><th>基本額
（第1子）</th><th>多子軽減
（第2子～）</th><th>基本額
（第1子）</th><th>多子軽減
（第2子～）</th></tr>
<tr><td>第1階層</td><td>生活保護世帯
（里親世帯）</td><td>無料</td><td>無料</td><td rowspan="2">無料</td><td rowspan="2">無料</td></tr>
<tr><td>第2階層</td><td>非課税</td><td>無料</td><td>生計を一にする兄弟姉妹（年齢制限なし）の中で
〇第2子以降：無料</td></tr>
<tr><td>第3階層</td><td>均等割のみ</td><td rowspan="5">通常の額</td><td rowspan="2">生計を一にする兄弟姉妹（年齢制限なし）の中で
①小学生以上のきょうだいがいない場合
就学前児童の中の
第1子：全額
第2子：全額軽減（無料）
第3子以降：無料
②小学生以上のきょうだいが1人いる場合
就学前児童の中の
第1子：半額
第2子以降：無料
③小学生以上のきょうだいが2人以上いる場合
就学前児童の中の
第1子以降：無料</td><td rowspan="3">『南国市2号、3号認定利用者負担額表』の備考4</td><td rowspan="3">生計を一にする兄弟姉妹（年齢制限なし）の中で
〇第2子以降：無料</td></tr>
<tr><td>第4階層</td><td>48,600円未満</td></tr>
<tr><td>第5階層</td><td>57,700円未満</td></tr>
<tr><td>第6階層</td><td>77,101円未満</td><td colspan="2">④小学校就学前児童の中で
〇第2子：全額軽減（無料）
第3子以降：無料</td></tr>
<tr><td>第7階層
～
第14階層</td><td>上記以外</td><td>通常の額</td><td>④小学校就学前児童の中で
〇第2子：全額軽減（無料）
第3子以降：無料</td></tr>
</table>

表中の**全額軽減（無料）**については、本来の半額の保育料に南国市が補助を行った結果、保育料が無料となります。

〇「通常の額」とは、『南国市2号、3号認定利用者負担額表』で、年齢・認定区分（保育標準時間・保育短時間）により定められた額です。

〇「生計を一にする」とは、同居していない場合でも、生活費、学資金、療育費等の送金が行われている場合などを含みます。（学生寮生活、大学生の一人暮らし（仕送り）など）

〇「就学前児童」は、保育所や幼稚園、認定こども園等を利用している方に限り、家庭保育をしている方や認可外保育施設等を利用している方は該当しません。

保育所の
人員・方針・目標

久礼田保育所

南国市久礼田907　　〒783-0062
TEL･FAX 088-862-0620

所 長 名	岡林　由美子	職員数 (臨時含む)	28人 ［ 所長、保育士23、調理4 ］			
定 員	現 員 数 (4月現在)	1才児	2才児	3才児	4才児	5才児
90人	合計 54人	9人	8人	14人	9人	14人

保育方針	■からだづくり 心身共にすこやかで、自己を十分に発揮する子どもを育てる
保育目標	１．心身共に健康な身体をつくる ２．様々な経験を通して感性を豊かにする ３．友だちと仲良く遊ぶ ４．人の話を聞いて、自分の気持ちを表現できる ５．年齢に応じた基本的生活習慣を身につける

年間実施目標

前期	◇ 喜んで登所し、保育者に親しみや信頼感をもつ ◇ 園の様子が少しずつわかり、安心して園生活をおくる ◇ 全身を使う遊びに興味をもち、友だちとふれあいながらいろいろな運動を楽しむ ◇ 遊びや生活には約束や決まりがあることを知り、守ろうとする
中期	◇ 異年齢とのかかわりを深め、思いやりの気持ちをもつ ◇ 日常生活に必要な習慣や態度を身につける ◇ 身近な社会や自然のできごとに興味や関心を持つ ◇ いろいろな遊びに興味を持ち、それぞれが自分の力を発揮して、活動に取り組む ◇ 友だちとのつながりを広げ、集団で活動することを楽しむ
後期	◇ 感じたこと考えたことを様々な方法で表現する ◇ 友だちのよさに気づき、協力して遊びを発展させる ◇ 遊びや仕事を伝えながら、異年齢とのかかわりを深める ◇ 大きくなったことを喜び、進級・就学への期待を持つ

建築年月	平成7年7月	構　造	木造平屋	面　積	敷地	３，２５１．４６ ㎡
					建物（延床）	６０８．９１ ㎡
					屋外遊戯場	１，３４０．００ ㎡

国府保育所

南国市国分1132　　〒783-0053
TEL･FAX 088-862-0700

所 長 名	西内　千賀	職 員 数 (臨時含む)	20人 ［ 所長、保育士15、調理4 ］			
定 員	現 員 数 (4月現在)	1才児	2才児	3才児	4才児	5才児
50人	合計 59人	12人	12人	12人	13人	10人

保育方針	**健やかな心と身体を育てる**
保育目標	**１．いろいろな遊びや経験を通して、豊かな心と身体を育てる** **２．自分の思いを伝え、人の話を聞くことができる子どもに育てる** **３．異年齢との交流を深め、思いやりの心、憧れの気持ちを育てる** **４．基本的な生活習慣を身につける**

年間実施目標

前期	◇ 保育所生活に慣れ、友だちや保育者と一緒に楽しく遊ぶ ◇ 異年齢との交流を楽しむ ◇ 給食に慣れ、楽しく食べる ◇ して欲しいこと、思っていることが言える
中期	◇ 行事を通じて励まし、認め合って、仲間意識を育てる ◇ 地域に出かけ、たくさんの人との交流を大切にしながら自然の中でのびのびと遊ぶ ◇ お互いに決まりを守り合うことで、楽しく遊べることを知る ◇ 異年齢との交流を深める
後期	◇ 自分の思いを相手に伝え、相手の思いも理解しようとする ◇ 異年齢との交流を深め、思いやりの気持ちを持つ ◇ 友達との関わりを深め、遊びを発展させる ◇ 生活習慣を確かなものにする ◇ 進級、入学への期待と喜びを持つ

建築年月	昭和53年3月	構　造	ＲＣ２階	面　積	敷地	１，８１４．１２ ㎡
					建物（延床）	４９５．８６ ㎡
					屋外遊戯場	８７５．００ ㎡

長岡西部保育所

南国市幸町1-2-33　〒783-0013
TEL･FAX 088-864-2927

所 長 名	青木　志保	職 員 数（臨時含む）	43人［ 所長、保育士33、看護師、調理8 ］				
定 員	現 員 数 （4月現在）	0才児	1才児	2才児	3才児	4才児	5才児
119人	合計 90人	1人	12人	12人	20人	20人	25人

保育方針	**健康でしなやかな心と体、仲間とともに育つ西部っこ**
保育目標	**・基本的生活習慣の確立と自立を育てる** **・子どもの主体性を大切にし、生きる力や豊かな感性を養う** **・一人ひとりの子どもを大切にし、集団の中で心と身体を育む**
めざす 子ども像	**１．自分の思いを伝えることのできる子ども** **２．落ち着いて人の話が聞ける子ども** **３．思いやりのある子ども** **４．あいさつのできる子ども**

年間実施目標

前期	◇ 好きな遊びを見つけ、楽しむ中で友だち関係を広げる（個々の遊びを保障する） ◇ 自分の気持ちや思いを表現する（安心できる環境を整える） ◇ 生命（身体）に関心をもつ（食事、衛生面、運動面などの機会を捉え、話す） ◇ 生活リズムを整える ◇ 地域の環境（自然、人的）に目を向け、楽しくふれあう ◇ 菜園活動を通して、豊かな心を育てる
中期	◇ 異年齢の交流や人とのかかわりを通して、思いやりのある、優しい気持ちを育てる ◇ 工夫をしたり、考えたりして、造形活動を楽しむ ◇ 友だちと力を合わせることの楽しさ、喜びを感じる ◇ 友だちのいいところに気づき、お互いを認めあう ◇ 活動範囲を広げ、いろいろな体験を通して、自信をつけていく
後期	◇ 自分の思いを伝え、人の話を聞く（共感しあう） ◇ 表現活動を通して、友だちや保育者と認めあい、自信をつける ◇ ひとりひとりの個性をいかした活動を大切にし、発揮できる場を作る ◇ 相手の思いや立場にたって考え、行動できる仲間関係をつくる ◇ 自分のことは自分でしようとする、そしてできる喜びを味わう

建築年月	令和4年3月	構　造	鉄骨２階建	面　積	敷地	３，８６０．８７ ㎡
					建物（延床）	１，３２２．８０ ㎡
					屋外遊戯場	１，５８４．１７ ㎡

明見保育所

南国市明見764-1　　〒783-0007
TEL･FAX 088-863-2250

所 長 名	入交　紡	職 員 数 (臨時含む)	25人 ［ 所長、保育士18、調理4、子育て支援員2］			
定 員	現 員 数 (4月現在)	1才児	2才児	3才児	4才児	5才児
60人	合計 59人	7人	10人	14人	14人	14人

保育方針	**1．一人ひとりを主体者として認め、尊重し、自我を豊かに育む** **2．まわりの人や物に対するやさしさと、仲間を大切にする気持ちを育む** **3．自然とのかかわりを大切にし、自然と共に生きる感性を育む** **4．さまざまな人とのかかわりや、日々の丁寧な暮らしを通して、生きる力を育む**
めざす子ども像	**・ 自分から生き生きとあそぶ子ども** **・ 力をあわせてあそぶ子ども** **・ 自分のことも友だちのことも大切にできる子ども**

年間実施目標

前期	◇ 保育所生活に慣れ、新しい先生、友だちと元気いっぱい遊ぶ ◇ 保育所での生活を身につける ◇ 身近な動植物に興味関心を持つ ◇ 栽培活動を通じて食に関心を持つ ◇ 梅雨期を健康に過ごすよう、衛生習慣を身につける ◇ 室内での遊びを工夫しながら、友だちとかかわって遊ぶ ◇ プール遊びや夏の遊びを仲間と一緒に楽しむ
中期	◇ 異年齢との交流を深め、そのふれあいを大切にする ◇ ルールや決まりを守り、力いっぱい身体を動かして、体育遊びや運動会に参加する ◇ 園外保育を通して秋の自然に触れ、美しさや変化に気付く ◇ お店屋さんごっこに向けて、造形活動に取り組んだり、グループ活動を活発にする ◇ 寒さに負けず元気に運動したり遊んだりする
後期	◇ ルール遊びやグループ遊びの楽しさを発展させる ◇ 友だちと一緒にごっこ遊びや表現遊びを楽しむ ◇ 造形活動を活発にする ◇ 友だちと一緒にお正月遊び（伝承遊び）を楽しむ ◇ 食への興味から健康な身体をつくることの大切さに気付く ◇ 春の訪れを感じながら、自然に触れのびのびと遊ぶ ◇ 大きくなった喜びと進級への自覚を持つ

建築年月	昭和63年3月	構　造	木造平屋	面　積	敷地	１，５０２．０３㎡
					建物（延床）	３１７．５９㎡
					屋外遊戯場	６９２．２６㎡

あけぼの保育所

南国市田村乙2231-2　　〒783-0092
TEL･FAX 088-864-2701

所 長 名	山本　明美	職 員 数 (臨時含む)		36人 ［ 所長、保育士27、調理7、その他 ］			
定 員	現 員 数 (4月現在)	0才児	1才児	2才児	3才児	4才児	5才児
129人	合計 90人	2人	12人	18人	19人	19人	20人

保育方針	**一人ひとりの子どもを大切にし、全面発達を保障する**
保育目標	**１．友達とコミュニケーションをとりながら意欲的に遊ぶ** **２．食について関心をもち、豊かな心と身体を育てる** **３．身体を動かすことを楽しみ、健康で丈夫な身体をつくる** **４．基本的生活習慣を身につける**

年間実施目標

前期	◇ 挨拶をする ◇ 保育所に慣れ、友達、先生と関わって遊ぶ ◇ 地域に出かけ、いろいろな人と交流したり、自然の中でのびのびと遊ぶ ◇ 毎日の生活リズムを整えながら基本的生活習慣を身につける ◇ 給食や菜園活動を通して、食や体に関心をもつ ◇ 防災・防犯への関心をもつ ◇ 夏の遊びをみんなで楽しむ
中期	◇ 行事を通して励ましあい、認めあって、仲間意識を育てる（運動会など） ◇ 季節の変化を感じ、自然に興味・関心をもつ ◇ 互いに決まりを守り合うことで、行事に楽しく参加できることを知る ◇ 友達と協力して、遊びを発展させる（お店屋さんなど） ◇ 異年齢との交流を深める
後期	◇ 寒さに負けず戸外遊び（冬の遊び）を活発にする ◇ 自分の思いを相手に伝え、相手の思いを理解しようとする ◇ 自分でできることの喜びを感じ、自信をもつ ◇ うがい、手洗いなど衛生面に積極的に気をつける ◇ 進級・就学への期待と喜びをもつ

建築年月	平成4年3月	構　造	木造平屋	面　積	敷地	３，９０５．９７㎡
					建物（延床）	９０４．３８㎡
					屋外遊戯場	９４９．５４㎡

里保育所

南国市里改田1026　　〒783-0082
TEL･FAX 088-865-1200

所 長 名	藤平　尚子	職 員 数 (臨時含む)	24人［ 所長、保育士19、調理4 ］			
定 員	現 員 数 (4月現在)	1才児	2才児	3才児	4才児	5才児
60人	合計 38人	6人	5人	11人	9人	7人

保育方針	**健やかな心と体を育てる**
保育目標	**1．いろいろな遊びや経験を通して豊かな心と体をもつ子ども** **2．自分の思いを伝え、人の話を聞くことができる子ども** **3．友だちを大切にし、仲間と共に活動することができる子ども** **4．基本的生活習慣を身に付けた子ども** **5．災害に対する意識を高め命を大切にする子ども**

年間実施目標

前期	◇ 保育所の生活に慣れ、友だちや保育者と一緒に楽しく遊ぶ。 ◇ 自分の気持ちや思いを表現する。 ◇ 異年齢との交流を楽しむ。 ◇ 給食や菜園活動を通して食に関心を持ち、楽しく食べる。 ◇ 避難訓練に参加する。
中期	◇ 簡単な遊びのルールや生活の決まりがわかる。 ◇ 友だちの話を聞いたり自分の思いを伝えたりして一緒に楽しく遊ぶ。 ◇ 友だちとの関わりを深めながら色々な行事に取り組む。 ◇ 自然に触れ合う中で様々な事象に興味関心を持つ。 ◇ 地震や津波の怖さを知り、命の大切さに気付く。
後期	◇ 友だちの良さに気付き協力して遊びを発展させる。 ◇ 異年齢との交流を持ち、思いやりの気持ちを育てる。 ◇ 生活習慣が身につく。 ◇ 一年の成長を喜び、進級・入学に向けて期待を持つ。

建築年月	昭和49年7月	構　造	木造平屋	面　積	敷地	３，１２２．００㎡
					建物（延床）	６２０．９６㎡
					屋外遊戯場	１，３００．００㎡

岡豊保育園

＜社会福祉法人＞
南国市岡豊町八幡922番地1　〒783-0044
TEL 088-862-0110　　FAX 088-855-3254

園 長 名	東松　靖子	職 員 数 (臨時含む)	28人 ［ 園長、保育士18、看護師、調理4、保育補助4 ］				
定 員	現 員 数 (4月現在)	0才児	1才児	2才児	3才児	4才児	5才児
120人	合計 97人	6人	12人	14人	23人	22人	20人

保育方針	一人ひとりの子どもを認め、全面発達を保障する
保育目標	仲間を大切にし、共に育ちあう
めざす 子ども像	１．友達と仲良く遊び、心身共に健康で元気な子ども ２．自分の思いや考えを伝えることができる子ども ３．年齢に応じた基本的生活習慣を身につけた子ども

年間実施目標

前期	◇ 保育者や仲間に慣れ、楽しい園生活を送る ◇ 生活に必要な最低限のルールや約束を守る ◇ 基本的生活習慣を身につける ◇ 園外保育に出る機会を多く持つ ◇ 健康や安全に気をつけて過ごす ◇ 給食に慣れ、楽しく食べる ◇ 夏の遊びを豊かにする
中期	◇ 仲間との遊びを発展させ、関わりを深める ◇ 行事に楽しく参加し、自主性・協調性を養う ◇ 戸外活動や、園外活動の機会を多く持つ ◇ 異年齢との交流を深める ◇ 生活習慣を身につける ◇ 食材に関心を持ち、料理活動を楽しむ
後期	◇ 自分から関わろうとする気持ちを持つ ◇ 生活習慣を見直して、より確かなものにする ◇ 社会の出来事に目を向け、関心や認識を持つ ◇ 色々な文化や伝統行事を楽しむ ◇ 食生活の見直しを行い、より豊かな心と体を育てる ◇ 入学・進級の自覚や喜びを持つ

建築年月	平成25年4月	構　造	木造平屋	面　積	敷地	４，７３４．９１ ㎡
					建物（延床）	７７８．５０ ㎡
					屋外遊戯場	１，４６８．８１ ㎡

長岡東部保育園

＜社会福祉法人＞
南国市下末松233　〒783-0025
TEL 088-864-2357　FAX 088-803-5100

園長名	久武　玲子	職員数（臨時含む）	28人［ 園長、保育士18、調理4、看護師2、保育補助3 ］				
定員	現員数（4月現在）	0才児	1才児	2才児	3才児	4才児	5才児
120人	合計 129人	9人	18人	24人	26人	25人	27人

保育方針	一人ひとりの子どもを認め、全面発達を保障する
保育目標	◎自然のなかで、のびのびと活動し、健康な心身を培う １．**知育**（知性）　・自分で考え豊かな心を持った子ども ２．**徳育**（社会性）　・仲間を大切にしていけれる子ども ・基本的生活習慣を身につけた子ども ３．**体育**（健康）　・健康で丈夫な身体をもち、みんなのために働ける子ども ４．**食育**（給食）　・食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子ども

年間実施目標

前期	◇ 保育に早く慣れ、新しい先生や友達と楽しく遊べるようになる ◇ 戸外で元気に遊ぶ ◇ 園の生活に慣れて生活リズムを身につける ◇ 新しい経験に自分から取り組んで遊ぶ ◇ 雨の日の遊びを楽しいものにする ◇ 衛生習慣を身につける ◇ 夏の遊びをのびのびと経験する ◇ 遊びのルールを守り、みんなで楽しさが解る
中期	◇ 健康や安全に気をつけて夏の遊びを楽しみ、生活経験を広げる ◇ 目的を持った遊びを取り入れ、友達と一緒に遊ぶ楽しさの中で、ルール・協力関係・忍耐力を身につけていく ◇ 活動と休息のバランスをとるようにする ◇ ルールや決まりを守り、力いっぱい身体を動かして運動をし運動会に参加する ◇ 秋の自然に触れ、自然の美しさや不思議さに気づくようになる
後期	◇ 目的を持った遊びをグループで分担したり、役割を交代したりして、社会（集団生活）の仕組みを知っていく ◇ 寒さに負けず、元気に運動したり遊んだりする ◇ 戸外での遊びを積極的にする ◇ たこあげ、コマ回しなどお正月遊びを楽しむ ◇ 一人ひとりが自分の考えを十分に出し合って、友達を認めながら遊びを楽しいものにする ◇ 入学や進級する喜びを知るようになり、その準備をする ◇ 年長児との遊びを多く持ち、保育園の生活を年中・年少が受け継ぐ

建築年月	平成10年2月	構　造	木造平屋	面　積	敷地	３，４０４．０５ ㎡
					建物（延床）	８２７．８９ ㎡
					屋外遊戯場	７５４．６５ ㎡

後免野田保育園

＜社会福祉法人＞
南国市西野田町2-5-18　　〒783-0051
TEL 088-864-2462　FAX 088-864-2470

園長名	山本　美津子	職員数（臨時含む）	24人［ 園長、保育士19、調理2、看護師、栄養士］				
定員	現員数（4月現在）	0才児	1才児	2才児	3才児	4才児	5才児
90人	合計 101人	5人	15人	18人	20人	21人	22人

保育方針	一人ひとりの子どもを見つめ、全面発達を保障する
めざす子ども像	健やかな心と体　　自然にふれ、命の大切さを知る　　意欲と創造力あふれる子ども
保育目標	１．健康で気持ちよく生活できるよう、基本的な生活習慣を身に付けるようにする ２．自分を大切にし、友だちのことも考え、支えあう仲間作りが出来るようにする ３．様々な遊びや経験を通して、豊かな心と体を育てる ４．五感と創造力育成を取り入れた保育を行う

年間実施目標

前期	◇生理的欲求を満たし、保育者の応答的なかかわりにより安定した生活の場をつくる ◇保育者が気持ちを受け止め、周囲の人や物に興味や関心を広げていく ◇保育者のかかわりや見守りにより、身の回りのことに興味を持って取り組んでいく （食事・排泄・着脱・睡眠・清潔） ◇保育園でのルールがわかり、自ら好きな遊びができる環境を整える
中期	◇体調に気を配りながら、開放的にプール・水遊びをめいっぱい楽しめるようにする ◇泥、水、草花、昆虫等その仕組みについて自らのびのび学ぶことができる環境を整える ◇自分の思いを伝え相手の話を聞けるような仲間関係をつくれるようにする ◇食育活動により、様々な食材を知り、感謝し、食べる楽しみを感じられるようにする ◇事象や災害に興味を持たせ、自分で体を守れるような安全教育を重ねていく ◇園庭や散歩等、体を十分に使って運動遊びをし、丈夫な体をつくる
後期	◇音楽を聴いたり歌ったり、創意工夫された制作・絵を描いたりしながら、 表現する喜びを味わえるようにする ◇保健活動により、自分の体の仕組みを知り、自分や他人の体を大切にできるようにする ◇地域交流や異年齢交流により、やさしさや思いやる心を育てていく ◇友達と目標に向かって力を合わせてやりきり、支えあえる仲間づくりができるようにする ◇自信をもって大きくなったことを喜び、進級・入学に期待し過ごせるようにする

建築年月	昭和56年3月	構　造	ＲＣ２階	面　積	敷地	３，２３８．００ ㎡
					建物（延床）	８４１．２５ ㎡
					屋外遊戯場	１，４５１．６７ ㎡

大篠保育園

＜社会福祉法人＞
南国市大埇甲2504　　〒783-0004
TEL 088-863-2482　FAX 088-863-2498

園長名	松下　千穂	職員数（臨時含む）	47人［ 園長、保育士33、支援員3、保育補助、調理5、栄養士、事務2、看護師 ］				
定員	現員数（4月現在）	0才児	1才児	2才児	3才児	4才児	5才児
150人	合計 158人	10人	28人	30人	30人	30人	30人

保育方針	**◎保健的で安心できる環境の中、一人ひとりを大切にし、個々の発達に沿った保育を行い育ちを保障する** **１．子どもの人権を尊重する保育** **２．子どもの最善の利益を考える保育** **３．子どもと保護者と保育者が共に育ちあう保育**
保育目標	**１．健康で丈夫な体が育つ子ども** **２．生活習慣の自立を目指す子ども** **３．善悪の区別と自分の思いをしっかりと表現できる子ども** **４．友だちへの優しい心や豊かな感性を育んでいく子ども**

年間実施目標

前期	◇ 一人ひとりの生活リズムを大切に、信頼関係を深めながら園の生活に慣れる ◇ 一人ひとりの欲求や甘えを受け入れながら、外界に対する興味や関心を広げていく ◇ 職員間の連携の下、安心できる環境の中で食事、睡眠、排泄などのリズムを整えていく ◇ 安心できる環境の下、運動機能や感覚機能の発達を促す ◇ 生活の仕方がわかり保育者に援助してもらいながら、基本的生活習慣を身につけていく ◇ 好きなあそびを十分楽しみながら、生活やあそびに決まりがあることを知り守ろうとする ◇ 簡単なルールを守りながら、友だちと好きなあそびを楽しんだり、意図的な活動に参加する
中期	◇ 一人ひとりの体調に留意しながら、沐浴や水あそびを楽しみ清潔に気持ちよく過ごす ◇ 健康や衛生面に配慮し、砂、土、水などの素材で開放的なあそびを十分楽しむ ◇ 散歩や外あそびを多く取り入れ、自然に触れたり遊具を使ったりして全身で遊ぶ ◇ 保育士が仲立ちとなり、生活やあそびを通して人や物との関わりを広げる ◇ 安全面や健康に留意し、目的をもって水あそびやプールあそびを十分楽しむ ◇ いろいろな行事を経験したり、地域の人や学生（小・中・高）たちと関わる ◇ ルールのあるあそびや運動あそびを通して友だちと一緒に活動する楽しさを味わう ◇ いろいろな運動用具や遊具を安全に使い積極的に遊ぶ ◇ 共通の目的をもって活動したり、自ら考えたり、協力して行動する
後期	◇ 安全配慮や環境を整え、様々な運動機能や新しい行動の獲得を促し、意欲を高める ◇ 生活リズムが安定し、安心して生活する ◇ いろいろな経験を通して、話す、踊る、描くなどの表現を十分楽しむ ◇ 生活の流れに見通しを持ち、自分でできる範囲を広げる ◇ いろいろなあそびを経験する中で、異年齢との関わりを広げていく ◇ 目的を持って遊んだり、友だちと協力し最後までやり遂げようとする ◇ 伝承あそびや伝統行事を経験し、興味や関心をもちあそびの幅を広げる ◇ 大きくなったことを喜び、進級や就学に期待を持って過ごす

建築年月	昭和62年3月	構　造	ＲＣ２階	面　積	敷地	３，９１１．００㎡
					建物（延床）	１，０４１．８０㎡
					屋外遊戯場	１，４８１．８８㎡

吾岡保育園

＜社会福祉法人＞
南国市大埇乙3553-1　　〒783-0005
TEL 088-863-1001　FAX 088-863-1078

園長名	佐竹　玉衣	職員数（臨時含む）	39人 ［ 園長、事務長、主任、保育士27、調理4、事務2、看護師、その他2 ］				
定員	現員数（4月現在）	0才児	1才児	2才児	3才児	4才児	5才児
120人	合計 131人	9人	21人	23人	25人	25人	28人

保育方針	◎ 一人ひとりの思いを受けとめ、しっかりと主体性を育んでゆく保育 1．人権を尊重し、一人ひとりの発達課題を丁寧に支援する保育 2．人への基本的信頼感・自己肯定感や意欲を大切に育てる保育 3．仏教的環境や文化に触れながら、豊かな情操を育てる保育 4．家庭を支援しながら、共に育ちあう保育
保育目標	◎ 心豊かで、思いやりのある子ども 1．好奇心をもって全身を使い、遊びに没頭する子ども 2．必要な挨拶や会話ができ、素直に人や物事に向き合う子ども 3．共に生きてゆくために主体的に考えることのできる子ども

年間実施目標

前期	未満児	◇ 家庭的な雰囲気の中で一人ひとりの生活リズムを大切にしながら、生理的な欲求、不安、甘えなどをしっかりと受け止めてもらい、安心して過ごす ◇ 保育者に見守られながら、一人遊びや好きな遊びを十分楽しむ ◇ 安心できる環境のもと、聞く、見る、触れるなどして身の回りの様々な物に興味や関心を持つ ◇ 這う、立つ、歩く、走る、触る、つまむ、引っ張る等、手指や全身を使って遊ぶ ◇ 一人ひとりの体調に留意しながら散歩したり、沐浴や水遊びを行い清潔で気持ちよく過ごす
	幼児	◇ 家庭と共に生活リズムを整え、集団生活の決まりを知り安定して過ごす ◇ 目当てを持って登園し、コーナーや園庭でしたい遊びを行い一人ひとりが遊びこむ ◇ 砂・水・泥の感触を味わい、開放的な遊びを楽しむ ◇ 伝え合いを大切にしながら、友だちとの活動を通して温かい人間関係を育む ◇ 夏のあそびや生活の体験を通して、仲間や保育士と共感しあい、いきいきと生活する
中期	未満児	◇ 戸外あそびを多く経験する中で、自然に親しんだり、歩く、走る、跳ぶ、登るなど運動機能を高めながら全身を使って遊ぶ ◇ いろいろな用具や材料に興味を持ち、手指や腕を使って表出し造形あそびを楽しむ ◇ 生活や遊びの中で保育者や友だちとの関わりを深め、しぐさや簡単な言葉で自分の思いを伝えようとする
	幼児	◇ 身近な物の性質や働きに気づき自分なりの目当てを持って工夫しながら遊ぶ ◇ 身体を動かすことが楽しく、様々な運動遊びを喜んで行い、皆で力を合わせて遊ぶ ◇ 友だちや幅広い世代の人との関わりの中で優しさや思いやりの気持ちが育つ ◇ 園外に出かけのびのびと活動し、自然に親しむと共に収穫の喜びを味わう
後期	未満児	◇ 生活リズムが安定し、一人で出来ることを増やしながら、食事、排泄、睡眠などの生活を保育者と一緒にする ◇ ごっこ遊びやみたて遊びを楽しむ中で友だちと一緒にいる事を喜び、関わりも広がり、言葉のやりとりが豊かになる ◇ 音楽に合わせて踊ったり、歌ったり、楽器を鳴らして楽しむ ◇ 友だちと多く関わる中で、保育士が仲立ちとなり自己主張しながら相手の思いに少しずつ気づいていく
	幼児	◇ 友だちとイメージを豊かに広げ、協働して遊ぶ中で充実感や達成感を味わい、楽しんで表現をする ◇ 必要な挨拶ができ、物を大切にする心や思いやりを持ち、集団の一人としての自律感が育つ ◇ 時と場を認識し、自分の感情をコントロールする力が育つ ◇ 大きくなったことに自信、意欲をもって進級や就学への期待が高まる

建築年月	昭和50年10月	構　造	ＲＣ２階	面　積	敷地	２，３７７．７６㎡
					建物（延床）	６４９．９７㎡
					屋外遊戯場	１，５５０．９３㎡

稲生保育園

＜社会福祉法人＞
南国市稲生1386-1　　〒783-0084
ＴＥＬ　088-865-8207　　ＦＡＸ　088-854-8215

園 長 名	濱渦　円	職 員 数（臨時含む）	19人 ［ 園長、保育士14、保育補助2、調理2 ］				
定 員	現 員 数 （4月現在）	0才児	1才児	2才児	3才児	4才児	5才児
60人	合計 52人	4人	8人	9人	12人	9人	10人

保育理念	恵まれた自然環境の中で、地域とのかかわりを大切にしながら 心豊かでたくましい子どもの育成を図る
基本方針	小規模園の良さを生かし地域とかかわりながら、「温かい心情」と 「生きる力」を育み、保護者とともに子供の成長を共有する
基本目標	心身共に健康で、安全な生活に必要となる基本的な力を身に付け、遊びをとおして 就学までに育って欲しい１０の姿を子ども達自ら獲得しようとする環境を考える ◎　めざす子ども像 １．健康で元気に遊ぶ子ども ２．よく見て、よく聴いて、よく考える子ども ３．意思表示のできる子ども ４．物事に意欲的に取り組み、最後までやろうとする子ども ５．自分を大切にする子ども ◎　めざす環境 １．友だちと一緒が楽しい ２．先生と一緒が楽しい ３．保育園が楽しい ４．あなたと一緒が心地良い
人権目標	友だちが大好き、自分が大好きと感じる心を育む
食育目標	食に関心を持ち、食べる楽しさを味わう
防災目標	～子どもの命を守りきるために～　　防災教育の充実を図る

○年齢別保育目標（養護と教育）　～子どもの育ち～

0歳児	○身近な大人との信頼関係に基づいて情緒が安定し安心して生活する。
1歳児	○安心できる保育士との関係の下で自分でしようとする気持ちが芽生える。
2歳児	○安心できる保育師との関係の下で自己主張をしながら生活や遊びを楽しむ。 ○簡単な身の回りの活動を自分でしようとする。
3歳児	○生活に必要な生活習慣を知り身に付けていく。 ○気の合う友だちと一緒に遊ぶ楽しさを知る。
4歳児	○基本的な生活習慣の意味を知り身に付けていく。 ○友達とのかかわりを深め、相手の気持ちをわかろうとする。
5歳児	○資本的な生活習慣を身に付け理解して行動する。 ○園生活を十分に楽しみ、生活や遊びに意欲的に取り組むとともに主体的に行動し充実感を味わ

建築年月	平成元年３月	構　造	木造平屋	面　積	敷地	２，４９０．３６㎡
					建物（延床）	４４３．９３㎡
					屋外遊戯場	９８６．００㎡

十市保育園

＜社会福祉法人＞
南国市十市2315-1　　〒783-0085
TEL 088-865-8801　FAX 088-821-8802

園長名	繁野　由香	職員数（臨時含む）	34人 ［ 園長、保育士22、調理4、看護師、支援員、保育補助 支援センター職員4（内、保育士3、支援員）］				
定員	現員数　（4月現在）	0才児	1才児	2才児	3才児	4才児	5才児
120人	合計 91人	0人	14人	9人	26人	16人	26人

保育方針	1．乳幼児期にふさわしい生活の場となる保育 2．あなたは大切な人だと伝える保育（自尊感情を育てる）
保育目標 （育てたい子ども像）	1．となりの友達を大切にする子ども 2．「**お**はよう！」と、すっきり目覚める元気な子ども 3．**チ**ャレンジしよう!!　のびのびと生活する子ども 4．**の**びのびと生活する子ども 5．**こ**ころを動かす豊かな経験をする子ども

年間実施目標（保育課程）

○年齢別保育目標（養護と教育）　～子どもの育ち～

0歳児　身近な大人との信頼関係に基づいて、情緒が安定し、安心して生活する。
1歳児　安心できる保育者のもと、十分に受け止められることで、自分でしようとする気持ちの芽生えを養う。
2歳児　保育者の見守りの中で自分にもできるという気持ち（有能感）を育てる。
3歳児　保育者や友達に親しみ安定した気持ちのもと、生活や遊びの中で自分のしたいこと、言いたいことを言葉で伝えようとする。
4歳児　人とのかかわりの中で思いを受け止められたり、自分の思いを表すことで、相手の思いにも気づき、友達のかかわりを深める。
5歳児　保育者との信頼関係の中で、仲間と共に目的をもって活動する中で、相手の立場を考えながら行動する。

○保育の計画

保育計画策定においては、次の事柄を大切にして策定し、保育実践を行う。
① 子どもの最善の利益を第一義にした保育
② 現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培う保育
③ 保育所保育の全体像を包括的に示すもの
上記のこれまでの保育方針を再認識すると共に、保育指針の改定により、保育・教育施設として内容の充実が求められているところの「知識・技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の育みたい資質・能力、そして「幼児期の終わりまでに育ってほしい１０の姿（健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え・社会生活との関わり・思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現）」の育ちの保障に向けて、これまでの養護と教育が一体となった保育実践を展開する中で、遊びを通して子どもたちが自ら獲得していく環境や援助を具体化する指導計画を推進し、非認知能力を育てる保育を行っていきたい。

○保育のキーワード

☆生活と発達の連続性
☆一人一人を大切な存在として認めていく

建築年月	平成2年2月	構　造	木造平屋	面　積	敷地	４，５７８．９７㎡
					建物（延床）	８７９．５５㎡
					屋外遊戯場	１，６５７．２６㎡

浜改田保育園

＜社会福祉法人＞
南国市浜改田530-1　　〒783-0083
TEL･FAX 088-865-0533

園 長 名	宮本　知恵	職 員 数 (臨時含む)	16人 ［ 園長、保育士11、調理2、看護師、事務 ］				
定 員	現 員 数 (4月現在)	0才児	1才児	2才児	3才児	4才児	5才児
40人	合計 20人	2人	1人	4人	4人	6人	3人

保育方針	**１．一人ひとりの子どもの発達や個性に配慮しながら、全面発達を目指す保育を展開すると共に保護者と連携し、子育ての支援を行う** **２．キリスト教保育を行い、心豊かで思いやりのある子どもを育てていく**
保育目標	**１．製作活動や読書などを通して想像力を豊かに養う** **２．異年齢間の交流により遊びを深め、いたわりの心を養うと共に、意欲や積極性を培う** **３．生活リズムを大切にし、薄着や素足の習慣を身につけ、心身の健康の増進をはかる** **４．よりよい食育を目指し、心身の発育を促す** **５．年間を通して礼拝を守り、聖書の言葉やお祈りを大切にする**

年間実施目標

前期	◇ リズム運動をする ◇ 固定遊具に親しむ ◇ 友達を意識し、認め合う ◇ 保育者に親しむ ◇ 給食に慣れ、楽しい時間にしていく ◇ 挨拶をする、保育者の語りかけを聞く、絵本やお話などに興味を持ち、喜んで見たり聞いたりする ◇ 色々な素材に触れ、描いたり、作ったりする ◇ 散歩をする・交通安全を知る ◇ 薄着や素足の生活に慣れる ◇ 水遊び、泥んこ遊びを楽しむ ◇ プールに慣れ、楽しむ
中期	◇ リズム運動を積極的にする ◇ 固定遊具に意欲的に取り組む ◇ 友達の輪を広げながら、グループ遊びができる ◇ 異年齢間の交流を楽しみながら低年齢の子ども達と親しむ ◇ 給食を通して感謝の心を養い、おやつ作りを楽しむ ◇ 挨拶をし、自分の意志を言葉であらわす ◇ 製作活動を喜び、自然の素材や教材で自由に表現する ◇ 昼食やおやつをもって園外へ出ていき、自然を観察し、その恵みを知る ◇ プール遊びを楽しみ、泳げるようになる
後期	◇ 各年齢、課題のリズム運動を完成に向ける ◇ 固定遊具の取り組みの完成を喜ぶ ◇ ルール遊びが活発になり、異年齢間での集団あそび、自由遊びを楽しむ ◇ 何でも喜んで食べるようになり、自主配膳やおやつ作りを楽しむ ◇ 言葉が豊かになり、自分の考えを周りの人達に伝えられるようになる ◇ 色々な廃材や大型素材を用いて共同製作等も出来るようになり、満足感や達成感を味わう ◇ 各年齢課題の散歩距離の到達達成を喜び合い、四季の変化を通して自然の推移を知る ◇ 薄着の習慣が身につく

建築年月	昭和56年4月	構　造	ＲＣ平屋	面　積	敷地	２，２９９．８１㎡
					建物（延床）	６０６．９９㎡
					屋外遊戯場	１，２００．００㎡

入 所 児 童 数

保 育 所 入 所 児 童 数

令和7年4月1日

施設名	年齢／定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
久礼田	90		9	8	15	9	14	55
国府	50		12	9	13	12	12	58
長岡西部	119	1	12	13	20	20	27	93
明見	60		7	10	14	14	14	59
あけぼの	129	2	12	18	19	19	20	90
里	60		6	5	11	9	7	38
小計	**508**	**3**	**58**	**63**	**92**	**83**	**94**	**393**
岡豊	120	6	12	14	23	22	20	97
長岡東部	120	9	18	25	26	26	27	131
後免野田	90	5	15	18	20	22	21	101
大篠	150	11	28	30	30	30	30	159
吾岡	120	9	21	23	25	25	28	131
稲生	60	4	8	10	12	10	10	54
十市	120	0	14	9	26	16	26	91
浜改田	30	2	1	4	4	6	3	20
小計	**810**	**46**	**117**	**133**	**166**	**157**	**165**	**784**
広域・委託		0	0	0	1	1	0	2
合計	**1,318**	**49**	**175**	**196**	**259**	**241**	**259**	**1,179**

保 育 所 入 所 児 童 数

令和6年4月1日

施設名	年齢／定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
久礼田	90		6	12	10	12	10	50
国府	50		12	12	12	13	10	59
長岡西部	119	6	12	15	18	22	23	96
明見	60		7	12	12	13	14	58
あけぼの	129	6	12	18	18	19	24	97
里	60		4	12	10	7	10	43
小計	**508**	**12**	**53**	**81**	**80**	**86**	**91**	**403**
岡豊	120	6	12	12	20	21	26	97
長岡東部	120	9	18	25	25	27	27	131
後免野田	90	5	15	18	20	21	22	101
大篠	150	14	28	30	29	30	30	161
吾岡	120	6	21	24	25	28	27	131
稲生	60	1	10	12	9	10	12	54
十市	120	4	9	25	17	24	26	105
浜改田	40	0	4	3	7	6	13	33
小計	**820**	**45**	**117**	**149**	**152**	**167**	**183**	**813**
広域・委託		0	0	1	1	1	1	4
合計	**1,328**	**57**	**170**	**231**	**233**	**254**	**275**	**1,220**

保 育 所 入 所 児 童 数

令和5年4月1日

施設名	年齢／定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
久礼田	90		8	10	11	10	11	50
国府	50		12	11	13	10	10	56
長岡西部	90	1	11	15	19	20	22	88
明見	60		7	12	13	14	14	60
あけぼの	129	0	12	18	21	23	25	99
里	60		11	11	8	12	9	51
小計	**479**	**1**	**61**	**77**	**85**	**89**	**91**	**404**
岡豊	120	9	12	12	20	24	22	99
長岡東部	120	7	18	22	26	27	25	125
後免野田	90	12	15	18	20	21	21	107
大篠	150	11	28	30	30	30	27	156
吾岡	120	5	21	23	26	27	29	131
稲生	70	0	11	8	10	14	12	55
十市	150	3	24	15	24	26	25	117
浜改田	60	0	3	7	7	12	10	39
小計	**880**	**47**	**132**	**135**	**163**	**181**	**171**	**829**
広域・委託		0	0	2	0	0	1	3
合計	**1,359**	**48**	**193**	**214**	**248**	**270**	**263**	**1,236**

保 育 所 入 所 児 童 数

令和4年4月1日

施設名	年齢／定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
久礼田	90		7	11	13	11	10	52
国府	50		10	12	12	10	13	57
長岡西部	90		7	13	19	20	21	80
明見	60		6	11	14	14	14	59
あけぼの	129	4	12	18	23	25	20	102
里	60		10	11	10	11	12	54
小計	**479**	**4**	**52**	**76**	**91**	**91**	**90**	**404**
岡豊	120	9	12	18	20	22	25	106
長岡東部	120	9	18	25	26	25	27	130
後免野田	90	9	15	18	20	21	21	104
大篠	150	15	28	30	30	28	29	160
吾岡	120	3	21	23	27	28	25	127
稲生	70	1	9	11	15	12	13	61
十市	150	4	17	24	27	26	23	121
浜改田	60	0	10	5	12	10	5	42
小計	**880**	**50**	**130**	**154**	**177**	**172**	**168**	**851**
広域・委託		0	1	0	0	1	2	4
合計	**1,359**	**54**	**183**	**230**	**268**	**264**	**260**	**1,259**

保 育 所 入 所 児 童 数

令和3年4月1日

施設名	年齢／定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
久礼田	90		7	12	12	11	8	50
国府	50		12	12	12	13	10	59
長岡西部	90		10	11	19	20	17	77
明見	60		7	12	14	14	13	60
あけぼの	129	2	14	26	25	19	29	115
里	60		7	11	12	10	9	49
小計	**479**	**2**	**57**	**84**	**94**	**87**	**86**	**410**
岡豊	120	5	12	18	20	23	27	105
長岡東部	120	7	18	25	25	27	27	129
後免野田	90	6	14	18	19	22	22	101
大篠	150	8	28	30	30	28	28	152
吾岡	120	6	21	24	25	25	26	127
稲生	70	0	9	11	14	15	14	63
十市	150	3	22	24	26	24	25	124
浜改田	60	2	4	12	9	4	13	44
小計	**880**	**37**	**128**	**162**	**168**	**168**	**182**	**845**
広域・委託								0
合計	**1,359**	**39**	**185**	**246**	**262**	**255**	**268**	**1,255**

関係人口等資料

入所実施児童数の推移

令和7年4月1日現在

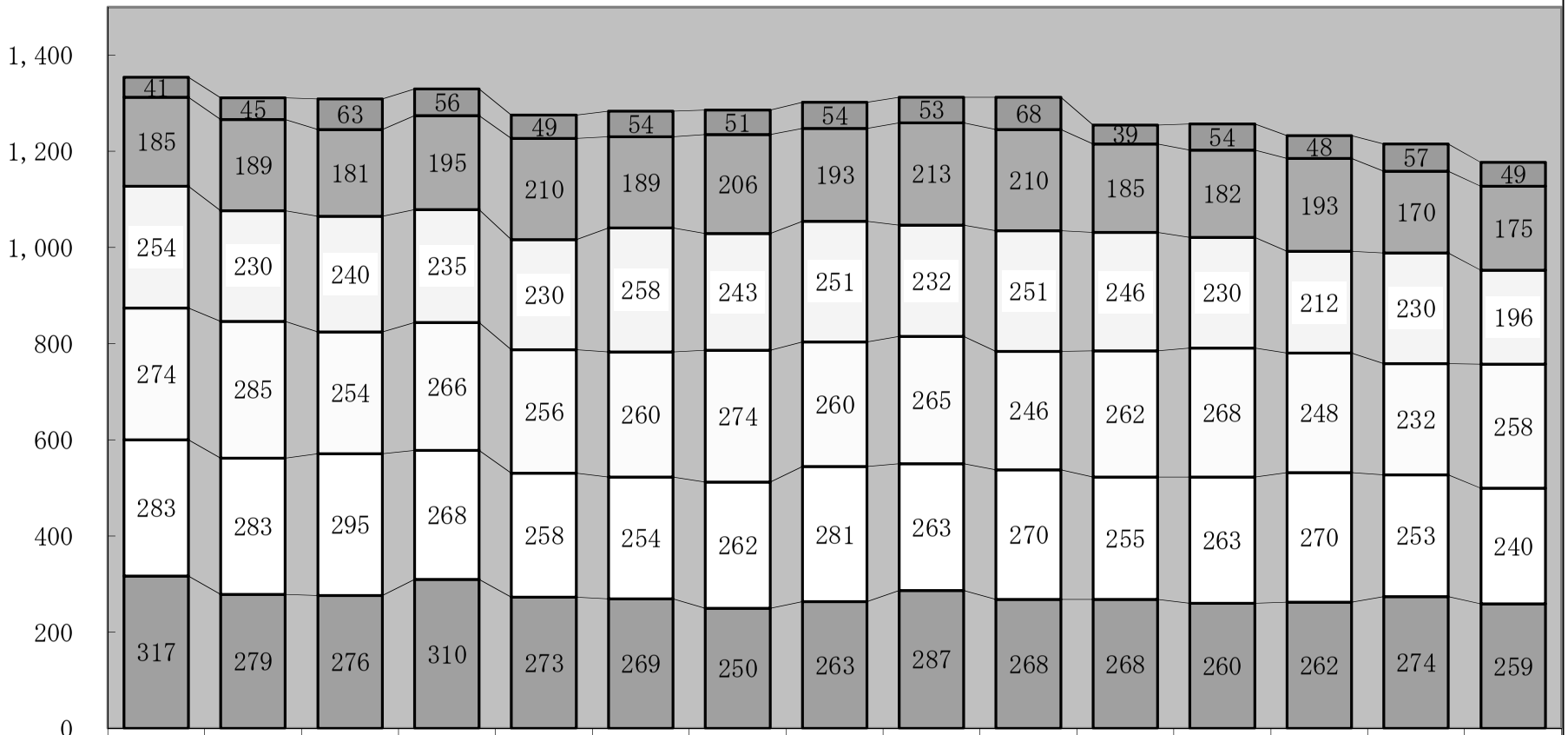

	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
０才	41	45	63	56	49	54	51	54	53	68	39	54	48	57	49
１才	185	189	181	195	210	189	206	193	213	210	185	182	193	170	175
２才	254	230	240	235	230	258	243	251	232	251	246	230	212	230	196
３才	274	285	254	266	256	260	274	260	265	246	262	268	248	232	258
４才	283	283	295	268	258	254	262	281	263	270	255	263	270	253	240
５才	317	279	276	310	273	269	250	263	287	268	268	260	262	274	259

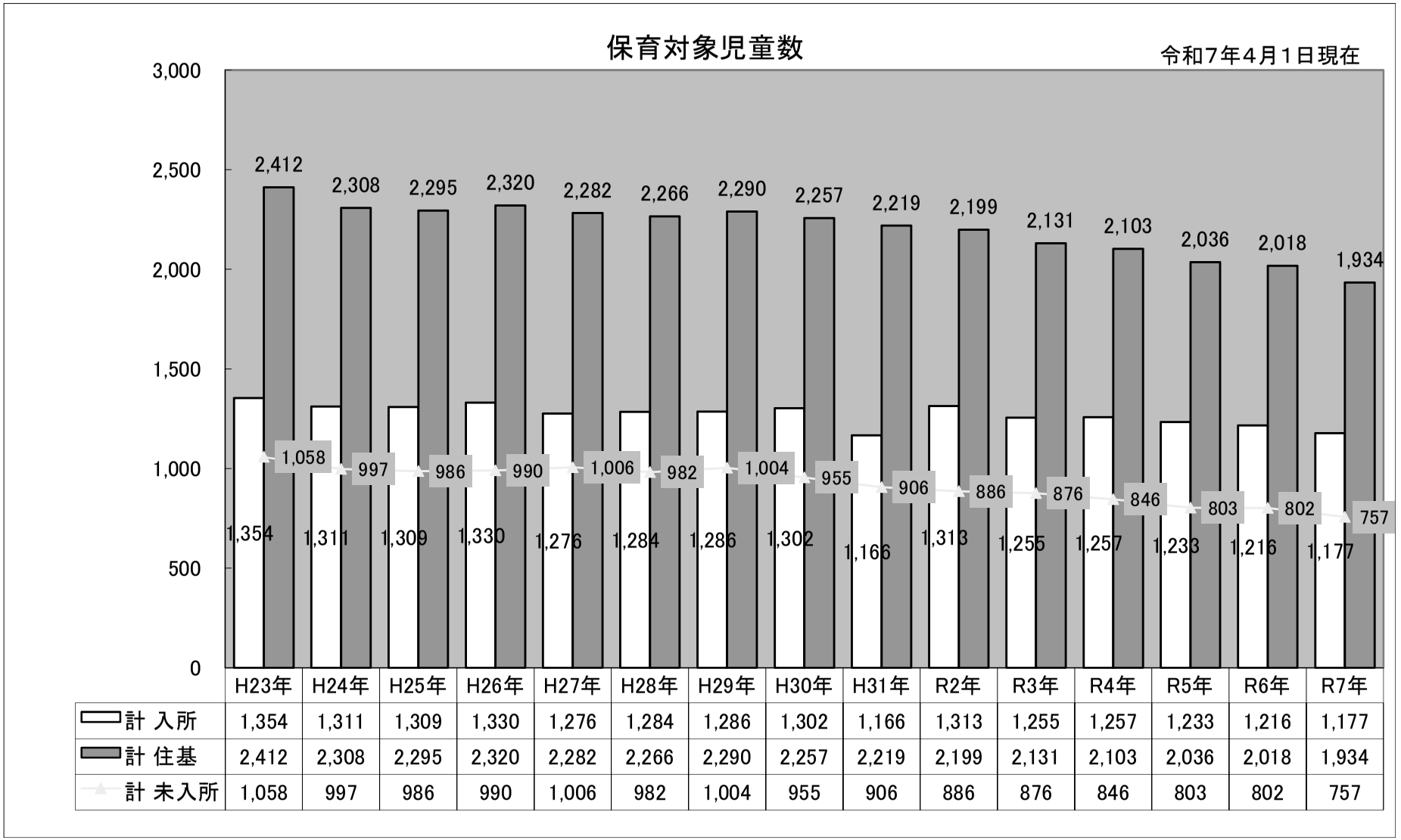

	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
計 入所	1,354	1,311	1,309	1,330	1,276	1,284	1,286	1,302	1,166	1,313	1,255	1,257	1,233	1,216	1,177
計 住基	2,412	2,308	2,295	2,320	2,282	2,266	2,290	2,257	2,219	2,199	2,131	2,103	2,036	2,018	1,934
計 未入所	1,058	997	986	990	1,006	982	1,004	955	906	886	876	846	803	802	757

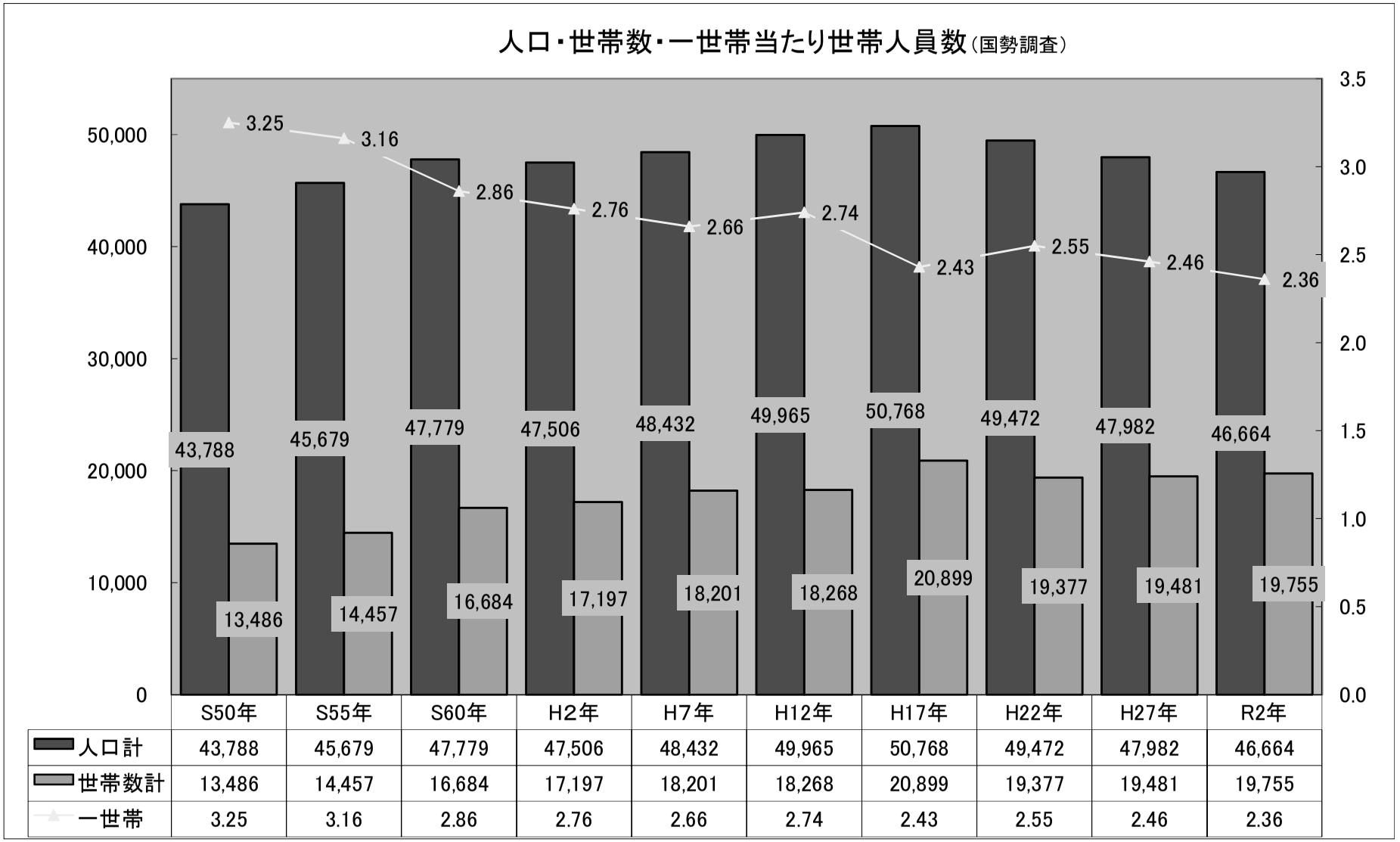

	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
人口計	43,788	45,679	47,779	47,506	48,432	49,965	50,768	49,472	47,982	46,664
世帯数計	13,486	14,457	16,684	17,197	18,201	18,268	20,899	19,377	19,481	19,755
一世帯	3.25	3.16	2.86	2.76	2.66	2.74	2.43	2.55	2.46	2.36

地区別人口の推移（国勢調査）

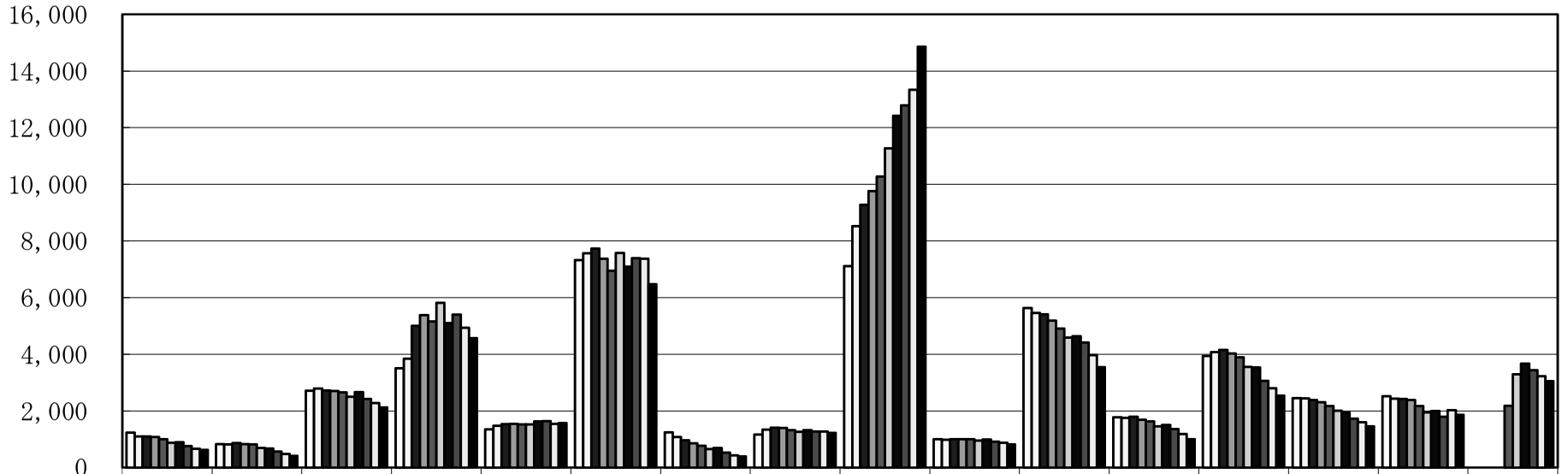

	上倉	瓶岩	久礼田	岡豊	国府	長岡	後免	野田	大篠	岩村	日章	前浜	三和	稲生	十市	緑ヶ丘
S50年	1,232	824	2,715	3,504	1,348	7,327	1,240	1,163	7,108	1,005	5,637	1,771	3,940	2,455	2,519	0
S55年	1,101	822	2,794	3,842	1,475	7,569	1,078	1,337	8,525	978	5,457	1,753	4,075	2,440	2,433	0
S60年	1,101	869	2,720	5,006	1,534	7,730	963	1,407	9,282	1,005	5,414	1,794	4,151	2,381	2,422	0
H２年	1,079	830	2,700	5,377	1,540	7,370	859	1,398	9,759	999	5,185	1,691	4,030	2,308	2,381	0
H７年	1,001	822	2,659	5,158	1,528	6,949	773	1,320	10,271	999	4,905	1,630	3,893	2,173	2,168	2,183
H12年	874	693	2,498	5,814	1,525	7,581	649	1,258	11,271	956	4,591	1,453	3,549	2,011	1,949	3,293
H17年	892	671	2,661	5,103	1,627	7,097	691	1,325	12,421	995	4,641	1,503	3,538	1,938	1,996	3,669
H22年	756	562	2,424	5,398	1,640	7,397	532	1,270	12,787	912	4,410	1,358	3,062	1,731	1,791	3,442
H27年	663	477	2,278	4,937	1,545	7,374	434	1,269	13,336	876	3,971	1,181	2,798	1,596	2,023	3,224
R2年	630	425	2,133	4,576	1,578	6,484	399	1,229	14,865	823	3,557	1,011	2,545	1,470	1,876	3,063

条 例 等 資 料

南国市条例第９号

南国市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条～第１９条）
第２章　乳児等通園支援事業
第１節　通則（第２０条）
第２節　一般型乳児等通園支援事業（第２１条～第２４条）
第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業（第２５条・第２６条）
第３章　雑則（第２７条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３４条の１６第１項の規定に基づき、市長の監督に属する乳児等通園支援事業（法第６条の３第２３項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第２条　この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第６条の３第２３項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第３条　市長は、南国市子ども・子育て会議条例（平成２５年南国市条例第３０号）第１条の規定により設置する南国市子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告するこ

とができる。

2　南国市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第４条　乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2　最低基準を超えて、設備を有し、又は運営している乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則及び暴力団排除）

第５条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2　乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3　乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4　乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5　乳児等通園支援事業所（乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。以下同じ。）には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6　乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

7　乳児等通園支援事業者及び乳児等通園支援事業所の管理者その他乳児等通園支援事業の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（次項において「乳児等通園支援事業所の管理者等」という。）は、南国市暴力団排除条例（平成２３年南国市条例第４号）第２条第２号に規定する暴力団員（次項及び第９項において「暴力団員」という。）であってはならない。

8　乳児等通園支援事業者及び乳児等通園支援事業所の管理者等は、南国市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団（次項において「暴力団」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

９　乳児等通園支援事業の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員を運営に関与させてはならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第６条　乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、高知県知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成２０年高知県条例第４号）第２条第１号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員及び利用している者等に周知しなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を乳児等通園支援事業所の見やすい場所に掲示するとともに、避難、救出その他必要な事項の訓練を定期的に行わなければならない。

３　前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、少なくとも毎月１回は、これを行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第７条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第８条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより１つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による利用乳幼児の所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳幼児等通園支援事業者の職員の一般的要件）

第９条　乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第１０条　乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第１１条　乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第１２条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第１３条　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第１４条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

３　乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第１５条　乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）は、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第１６条　乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)　乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

(2)　提供する乳児等通園支援の内容

(3)　職員の職種、員数及び職務の内容

(4)　乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

(5)　保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)　乳児、幼児の区分ごとの利用定員

(7)　乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

(8)　緊急時等における対応方法

(9)　非常災害対策

(10)　虐待の防止のための措置に関する事項

(11)　その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（乳児等通園支援事業所に備える帳簿）

第１７条　乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第１８条　乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第１９条　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、南国市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第２章　乳児等通園支援事業

第１節　通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第２０条　乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和７年内閣府令第１号）第２０条第２項に規定する一般型乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）及び余裕活用型乳児等通園支援事業（同条第３項に規定する余裕活用型乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）とする。

第２節　一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第２１条　一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　乳児又は満２歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

(2)　乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児１人につき１．６５平方メートル以上であること。

(3)　ほふく室の面積は、乳児又は第１号の幼児１人につき３．３平方メートル以上であること。

(4)　乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(5)　満２歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6)　保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児１人につき１．９８平方メートル以上であること。

(7)　保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8)　乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下この号において「保育室等」という。）を２階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を３階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

ア　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物であること。

イ　保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が１以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
２階	常用	１　屋内階段 ２　屋外階段
	避難用	１　建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　待避上有効なバルコニー ３　建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ４　屋外階段
３階	常用	１　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段

		2　屋外階段
	避難用	1　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 2　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3　屋外階段
４階以上の階	常用	1　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 2　建築基準法施行令第１２３条第２項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第１項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第３号、第４号及び第１０号を満たすものとする。） 2　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3　建築基準法施行令第１２３条第２項各号に規定する構造の屋外階段

ウ　イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が３０メートル以下となるように設けられていること。

エ　一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第１１２条第１項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合

において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ｱ)　スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(ｲ)　調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ　一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ　保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク　一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(9)　既存の建築物において乳児等通園支援事業を行う場合は、当該建築物が建築基準法の規定により昭和５６年６月１日以降に建築確認を受ける建築物に適用される耐震の基準を満たしていること。

（職員）

第２２条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の５第５項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項及び第３項において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として南国市が行う研修（市長が指定する高知県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項及び第３項において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

２　乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね３人につき１人以上、満１歳以上満３歳未満の幼児おおむね６人につき１人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所１箇所につき２人を下ることはできない。

３　第１項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を１人とすることができる。

(1)　当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。第２５条において「認定こども園法」という。）第２条第６項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）その他の施設又は事業（以下この号及び次号において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2)　当該一般型乳児等通園支援事業の利用乳幼児の人数が３人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第２３条　一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３５条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第２４条　一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第２５条　余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとこ

ろによる。

(1)　保育所　法第４５条第１項の規定に基づき、高知県が条例で定める基準（保育所に係るものに限る。）

(2)　幼保連携型認定こども園（認定こども園法第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。次号において同じ。）以外の認定こども園　認定こども園法第３条第１項の条例で定める要件に関し、高知県が同条第２項の主務大臣が定める施設及び運営に関する基準を参酌して定める基準

(3)　幼保連携型認定こども園　認定こども園法第１３条第１項の規定に基づき、高知県が条例で定める基準

(4)　家庭的保育事業等を行う事業所　南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年南国市条例第２６号）（同条例第４章に規定する居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第２６条　第２３条及び第２４条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第２３条及び第２４条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは、「余裕活用型乳児等通園支援事業」とする。

第３章　雑則

（電磁的記録）

第２７条　乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

南国市立保育所の設置及び管理に関する条例

（設置）

第１条　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第２４条に規定する児童を保育するため法第３５条第３項の規定に基づき、本市に保育所を設置する。

（名称及び位置）

第２条　保育所の名称及び位置を次のとおり定める。

名　　称	位　　置
南国市立久礼田保育所	南国市久礼田９０７番地
〃　国府保育所	〃　国分１１３２番地
〃　長岡西部保育所	〃　幸町一丁目２番３３号
〃　明見保育所	〃　明見７６４番地１
〃　あけぼの保育所	〃　田村乙２２３１番地２
〃　里保育所	〃　里改田１０２６番地

（職員）

第３条　保育所に所長、保育士その他必要な職員を置く。

２　前項の職員は、市長がこれを任免する。

（管理）

第４条　所長は、市長の命を受けて保育所を管理する。

（使用料）

第５条　保育所に入所する児童（法第２４条第５項又は第６項の規定による措置に係る児童を除く。）の保護者は、使用料（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２５条に規定する使用料をいう。以下同じ。）を納付しなければならない。

２　保育所の使用料は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「支援法」という。）第２７条第３項第１号に掲げる額とする。

３　前項の規定にかかわらず、法定代理受領（支援法第２７条第５項（支援法第２８条第４項の規定において準用する場合を含む。）の規定により保育所が支給認定保護者に代わり施設型給付費を受領することをいう。）が行われる場合には、使用料は、支援法第２７条第３項第２号に掲げる額とする。

（使用料の減免）

第６条　市長は、災害による被害その他のやむを得ない事由により、使用料の納付が困難であると認める者については、使用料の減免をすることができる。

２　前項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、別に定める減免申請書を市長に提出しなければならない。

（委任）

第７条　この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

南国市立保育所の設置及び管理に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　南国市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和３９年南国市条例第１６号。以下「条例」という。）の施行について別に定めのあるものを除き、この規則の定めるところによる。

（職員の職務）

第２条　保育所長（以下「園長」という。）は、上司の命を受け保育所の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

２　保育士、その他の職員は、園長の指揮を受けそれぞれの分掌事務をつかさどる。

（保育所長の職務代理）

第３条　園長に事故あるとき、又は欠けたるときは、市長があらかじめ指定した職員がその職務を代理する。

（公印）

第４条　保育所に次の公印を置く。……省略

（備え付け帳簿）

第５条　保育所には、次の帳簿を備え付けなければならない。

（１）　保育日誌

（２）　沿革に関する記録

（３）　職員の履歴書、出勤簿、旅行命令簿、年次休暇等整理簿、職員健康診断書

（４）　児童名簿、児童票、身体検査測定票、出席簿、緊急カード

（５）　保育実施計画（年間、月間、週間）

（６）　給食台帳（献立表兼用）、物品出納簿、予算差引簿、物品購入簿

（７）　備品台帳

（８）　関係条例、規則、規程

（９）　その他の書類、資料

（施設の管理）

第６条　園長は、保育所の施設、設備を常に管理しなければならない。

２　保育所の施設、設備が損傷又は亡失したときは、速やかに上司に報告し、その指示を受けなければならない。

（施設の使用制限）

第７条　保育所は、児童の保育に関係あるもの、とくに市長が必要と認めたもののほかは、みだりに施設を使用させてはならない。ただし、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）及び災害時の避難など別に定めのあるものについては、この限りではない。

（保育所の運営方針等）

第８条　園長は、年度当初に所属保育所の保育方針、保育計画をたて、かつ、児童の編成、職員の担当区分を定め、上司に報告しなければならない。また、変更をしたときも同様とする。

（保育時間）

第９条　保育所の保育時間は、保育必要量の認定に応じて、次のとおりとする。ただし、家庭の状況等により、次の時間数以上の保育の必要が認められた児童については、延長保育を実施することができる。

（１）　保育標準時間認定　最長１１時間

（２）　保育短時間認定　最長８時間

（休所日）

第10条　保育所の休所日は、次のとおりとする。

（１）　日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日

（２）　１２月２９日から翌年１月３日まで

（３）　その他市長が特に定めた日

（保育要覧）

第11条　子育て支援課長は、年度当初に第８条の報告を受けた保育方針や保育計画の大要、その他保育管理運営に関する事項などを記載した、保育要覧を作成しなければならない。

（職員の研修）

第12条　保育所職員の研修については、南国市職員研修規程（昭和４１年南国市訓令第５号）及び南国市保育所等の職員研修要綱（昭和５２年南国市告示第８号）の規定に基づき実施する。

（保育日誌の点検）

第13条　子育て支援課長は、月１回又は随時、保育日誌の提示を求め、保育日誌を点検し、必要があれば指導をしなければならない。

（保育所長の専決）

第14条　園長の専決事項は、別に定めるものを除き、次のとおりとする。ただし、専決事項でも市長が特に定める場合は、この限りではない。

（１）　保育方針、保育計画の樹立など保育事業の実施に関すること。

（２）　職員会、所内研修に関すること。

（３）　所属職員の勤務時間、休憩時間及び有給休暇等の調整に関すること。

（４）　あらかじめ配当を受けている保育材料、給食材料等の選択に関すること。

（５）　その他、軽易な事務の執行に関すること。

（委任）

第15条　この規則に定めるもののほか、保育所の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

南国市立保育所に係る保育料徴収規則

（趣旨）

第１条　この規則は、市長が行う南国市立保育所（以下「保育所」という。）を利用する児童の保護者（以下「保護者」という。）からの保育料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

（保育料及びその額）

第２条　この規則において「保育料」とは、南国市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和３９年南国市条例第１６号）第５条に規定する使用料をいう。

２　保育料の額は、南国市子ども・子育て支援法施行規則（平成２７年南国市規則第１０号）第３条の規定により算定した額とする。

（保育料の納入通知及び納期限）

第３条　市長は、保育料決定通知書により保育料の額を保護者に通知しなければならない。

２　保護者は、児童が在籍する月の２６日（当該日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日（以下これらを「休日等」という。）である場合は、当該日後最も近い休日等でない日）までに、口座振替又は保育料納入通知書により、会計管理者に当該月の保育料を納付しなければならない。

（欠席児童の保育料）

第４条　保護者は、児童が在籍する月における保育所を利用する日数の多少にかかわらず、第２条第２項に規定する額の保育料を納付しなければならない。

（保育料の減免）

第４条の２　南国市立保育所の設置及び管理に関する条例第６条の規定による保育料の減免を受けようとする保護者は、減免を受けようとする保育料の納期限の７日前までに、減免申請書を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の減免申請書を受理した場合は、その内容を審査し、減免の可否を文書により、当該保護者に通知しなければならない。

（督促状の発送）

第５条　市長は、納期限までに保育料が納付されない場合は、納期限後２０日以内に督促状を発付するものとする。

（滞納処分）

第６条　市長は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第５６条第１１項の規定により、督促状で指定する期限までに保育料の全部又は一部が納付されないときは、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。

（滞納処分の執行に関する事務）

第７条　市長は、前条の規定により地方税の滞納処分の例により保育料の滞納処分をしようとする場合は、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する徴税吏員の権限は、保育所の運営に関する事務に従事する職員に委任する。

２　前項の規定により委任を受けた職員は、滞納処分に係る事務を行う場合は、保育料徴収吏員証（別記様式）を携行し、関係者の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

南国市民営保育所に係る保育料徴収規則

（趣旨）

第１条　この規則は、市長が行う南国市民営保育所（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）附則第６条に規定する特定保育所をいう。以下「保育所」という。）を利用する児童の保護者からの保育料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

（保育料及びその額）

第２条　この規則において「保育料」とは、法附則第６条第４項の規定により徴収するものをいう。

２　保育料の額は、南国市子ども・子育て支援法施行規則（平成２７年南国市規則第１０号）附則第９条の規定により算定した額とする。

（保育料の納入通知及び納期限）

第３条　市長は、保育料決定通知書により保育料の額を保護者に通知しなければならない。

２　保護者は、児童が在籍する月の２６日（当該日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日（以下これらを「休日等」という。）である場合は、当該日後最も近い休日等でない日）までに、口座振替又は保育料納入通知書により、会計管理者に当該月の保育料を納付しなければならない。

（欠席児童の保育料）

第４条　保護者は、児童が在籍する月における保育所を利用する日数の多少にかかわらず、第２条第２項に規定する額の保育料を納付しなければならない。

（保育料の減免）

第４条の２　市長は、災害による被害その他のやむを得ない事由により、保育料の納付が困難であると認める者については、保育料の減免をすることができる。

２　前項の規定による保育料の減免を受けようとする保護者は、減免を受けようとする保育料の納期限の７日前までに、減免申請書を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の減免申請書を受理した場合は、その内容を審査し、減免の可否を文書により、当該保護者に通知しなければならない。

（督促状の発送）

第５条　市長は、納期限までに保育料が納付されない場合は、納期限後２０日以内に督促状を発付するものとする。

（滞納処分）

第６条　市長は、法附則第６条第７項の規定により、督促状で指定する期限までに保育料

の全部又は一部が納付されないときは、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。

（滞納処分の執行に関する事務）

第７条　市長は、前条の規定により地方税の滞納処分の例により保育料の滞納処分をしようとする場合は、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する徴税吏員の権限は、保育所の運営に関する事務に従事する職員に委任する。

２　前項の規定により委任を受けた職員は、滞納処分に係る事務を行う場合は、保育料徴収吏員証（別記様式）を携行し、関係者の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

○南国市延長保育事業実施要綱

平成27年３月31日

告示第31号

改正　平成27年７月23日告示第90号

平成28年４月22日告示第57号

令和元年９月25日告示第70号

令和２年３月31日告示第39号

（趣旨）

第１条　この要綱は，保護者の就労形態の多様化等により，保育時間延長の需要に対応するとともに，乳幼児の福祉の増進を図ることを目的とする延長保育事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語は，子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）において使用する用語の例による。

（事業の内容）

第３条　事業は，法第20条第３項の規定により保育必要量の認定を受けた子ども（以下「認定子ども」という。）について，やむを得ない理由により当該保育必要量を超えて保育する必要があると市長が認めた場合に，当該認定子どもが利用している保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24項第１項に規定する保育所のうち，南国市立のものをいう。以下同じ。）の開設時間内において，保育必要量を超えて保育するものとする。

（利用の申込み）

第４条　認定子どもの保護者（以下「保護者」という。）は，事業を利用しようとするときは，所定の申込書を市長に提出しなければならない。

２　事業の利用は，１日単位で申し込まなければならない。ただし，保育必要量が１箇月当たり平均275時間まで（１日当たり11時間までに限る。）とされた認定子ども（以下「保育標準時間認定子ども」という。）については，１箇月単位で申し込むことができる。

３　申込書は，次の各号の利用の単位の区分に応じ，当該各号に定める日までに提出しなければならない。ただし，緊急であり，かつ，やむを得ない事情があると市長が認める場合は，この限りでない。

(1)　１日単位　利用しようとする日の１週間前

(2)　１箇月単位　利用しようとする月の前月20日

（変更の届出）

第５条　保護者は，前条第１項の規定により提出した申込書の内容に変更が生じたときは，速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（保護者負担額）

第６条　事業を利用した認定子どもの保護者は，１日当たり別表に定める額の負担金を，事業を利用した月毎にまとめて，南国市に支払わなければならない。ただし，次に掲げる世帯の保護者は，当該支払うべき額の半額を支払うものとする。

(1)　南国市子ども・子育て支援法施行規則（平成27年南国市規則第10号。以下「規則」という。）別表に規定する第１階層の世帯

(2)　規則別表に規定する第２階層の世帯のうち，同表備考４の各号に該当する世帯

２　保育標準時間認定子どもについて，前項の規定により月毎にまとめた負担金の額が2,500円を超える場合は，当該月の負担金の額は，2,500円とする。

３　負担金は，事業を利用した月の翌月10日（当該日が土曜日，日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に規定する休日（以下これらを「休日等」という。）である場合は，当該日後最も近い休日等でない日）までに，利用した保育所の長に納付しなければならない。

４　保育所の長は，負担金を受領した場合は，領収書を発行しなければならない。

（保護者負担額の特例）

第７条　保育必要量の認定を１月当たり平均200時間まで（１日当たり８時間までに限る。）の区分から１月当たり平均275時間まで（１日当たり11時間までに限る。）の区分に変更する事由（以下「変更事由」という。）が発生した保護者で，次の表の左欄に掲げる事項に該当する場合は，同表の中欄に規定する月の事業の利用に係る負担金の額は，前条の規定にかかわらず，同表の右欄に掲げる額とする。

保育必要量の認定の変更申請（以下「変更申請」という。）を変更事由が発生した月の変更申請の締切日（以下「申請締切日」とい	変更事由が発生した月	次に掲げる額の合計額。ただし，規則別表に規定する第1階層及び第2階層の世帯は，第1号及び第3号に掲げる額の合計額とする。 (1)　変更事由が発生した日（以下「発生日」という。）の前日までの利用について，前条の規定により算定した負担金の額 (2)　発生日から当該月の末日までにおいて，各日の18

う。）までに行ったとき。		時20分までの利用について，前条の規定により算定した負担金の額。ただし，100円を限度とする。 (3)　発生日から当該月の末日までにおいて，各日の18時20分からの利用について，前条の規定により算定した負担金の額
変更申請を変更事由が発生した月の申請締切日の翌日から同月の末日までに行ったとき。	変更事由が発生した月	次に掲げる額の合計額。ただし，規則別表に規定する第1階層及び第2階層の世帯は，第1号及び第3号に掲げる額の合計額とする。 (1)　発生日の前日までの利用について，前条の規定により算定した負担金の額 (2)　発生日から当該月の末日までにおいて，各日の18時20分までの利用について，前条の規定により算定した負担金の額。ただし，100円を限度とする。 (3)　発生日から当該月の末日までにおいて，各日の18時20分からの利用について，前条の規定により算定した負担金の額
	変更事由が発生した月の翌月	次に掲げる額の合計額。ただし，規則別表に規定する第1階層及び第2階層の世帯は，第2号に掲げる額とする。 (1)　当該月において，各日の18時20分までの利用について，前条の規定により算定した負担金の額。ただし，100円を限度とする。 (2)　当該月において，各日の18時20分からの利用について，前条の規定により算定した負担金の額
変更申請を変更事由が発生した月の翌月以降の月の1日から同月の申請締切日までに行ったとき。	変更申請を行った月	次に掲げる額の合計額。ただし，規則別表に規定する第1階層及び第2階層の世帯は，第2号に掲げる額とする。 (1)　当該月において，各日の18時20分までの利用について，前条の規定により算定した負担金の額。ただし，100円を限度とする。 (2)　当該月において，各日の18時20分からの利用について，前条の規定により算定した負担金の額
変更申請を変更事	変更申請を行	次に掲げる額の合計額。ただし，規則別表に規定する

由が発生した月の翌月以降の月の申請締切日の翌日から同月の末日までに行ったとき。	った月及び同月の翌月	第1階層及び第2階層の世帯は，第2号に掲げる額とする。 (1)　当該月において，各日の18時20分までの利用について，前条の規定により算定した負担金の額。ただし，100円を限度とする。 (2)　当該月において，各日の18時20分からの利用について，前条の規定により算定した負担金の額

２　前項の規定の適用を受ける保護者が前条第１項第１号又は第２号に規定する世帯に該当する場合の負担金の額は，前項の規定により算定した額の半額とする。

（利用の記録）

第８条　保育所の長は，当該保育所における事業を利用した認定子どもについて，台帳を作成し，利用状況を記録しなければならない。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか，事業の実施に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この要綱は，平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成27年告示第90号）

この要綱は，公布の日から施行し，平成27年４月１日から適用する。

附　則（平成28年告示第57号）

この要綱は，公布の日から施行し，平成28年４月１日から適用する。

附　則（令和元年告示第70号）

この要綱は，令和元年10月１日から施行する。

附　則（令和２年告示第39号）

この要綱は，令和２年４月１日から施行する。

別表（第６条関係）

◎１日当たりの負担金の額は，次の利用した施設及び時間帯の区分に応じ定める額とする。

(1)　あけぼの保育所

時間帯	7時20分から8時00分まで	16時00分から17時00分まで	17時00分から18時00分まで	18時00分から18時20分まで	18時20分から19時00分まで
負担金の額	50円	100円	100円	50円	150円

(2)　あけぼの保育所以外の保育所

時間帯	7時50分から8時00分まで	16時00分から17時00分まで	17時00分から18時00分まで	18時00分から18時20分まで
負担金の額	50円	100円	100円	50円

南国市一時保育事業実施要綱

平成１６年　３月１７日　告示第　１８号
平成１７年１１月２２日　告示第１０９号
平成１９年１０月１１日　告示第　７５号
平成２２年　３月１７日　告示第　１８号
令和　３年　３月２３日　告示第　４１号
令和　６年　２月　８日　告示第　１４号

（目的）

第１条　南国市一時保育事業（以下「本事業」という。）は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２４条に規定する保育の実施の対象とならない就学前児童について、子育て家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務、短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う保護者の一時的な保育需要に弾力的に対応するため、一時的に保育の実施をすることを目的とする。

（対象児童）

第２条　対象児童は、本市に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する１歳以上の就学前児童とする。

(1)　保護者の勤務形態等により家庭における育児が断続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童

(2)　保護者の傷病、入院等により緊急又は一時的に保育が必要となる児童

(3)　保護者の育児疲れ解消等の私的な理由その他の事由により、一時的に保育が必要となる児童

２　前項の規定にかかわらず、本市以外に住所を有する１歳以上の就学前児童（住所地の保育所等に在籍している児童を含む。）について、同居する保護者の出産、介護等による里帰りに同行し、一時的に本市に居住する場合その他市長が特に認める場合は、本事業の対象児童とみなす。

（実施施設及び利用定員）

第３条　本事業の実施施設及び一日当たりの利用定員は、次のとおりとする。

実　施　施　設	一日当たりの利用定員
南国市立長岡西部保育所	８　人
南国市立あけぼの保育所	８　人

（保育時間等）

第４条　保育時間は実施施設が定める保育時間とし、利用日数は原則週３日を限度とする。

２　里帰り出産による一時保育の利用は、第２条第２項の保護者の出産予定日の８週間前から出産の日の翌日から８週間を経過する日までの期間に限る。ただし、切迫早産、多胎妊娠等による出産の場合は、市長が適当と認める期間とする。

（保育内容等）

第５条　保育内容は保育所保育指針に沿って実施するものとし、本事業の対象児童のみの混合保育を原則とする。ただし、実施施設の児童と交流保育を行うことができるものとする。

（申込み）

第６条　本事業を希望する保護者は、一時保育利用申込書（以下「申込書」という。）を事前に市長に提出するものとする。ただし、緊急性が極めて高い等の理由により事前に申込書の提出ができないと認められる場合は、事後において速やかに申込手続きを行うことができるものとする。

（利用の決定及び通知）

第７条　市長は、前条に規定する申込書の提出があった場合は、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定するとともに、利用を承諾するときは一時保育利用承諾書により、利用を承諾しないときは一時保育利用不承諾通知書により当該保護者に通知するものとする。

２　利用の承諾の審査の基準は、次に掲げるものとする。

(1)　申込理由が第２条に規定する対象児童の要件に該当していること。

(2)　利用希望児童が伝染性疾患を有していないこと。

(3)　利用定員を超えていないこと。

（利用の辞退）

第８条　利用の承諾を受けた保護者は、一時保育の利用を辞退する場合は、一時保

育利用辞退届出書を市長に提出しなければならない。

（一時保育保護者負担金及び納入）

第９条　一時保育に係る保護者の負担金の額（以下「負担金」という。）は、次の表のとおりとする。

区　　分	１人当たりの利用負担金
１　日	２，０００円
半　日	１，０００円

２　負担金は、一時保育を利用する初日に一時保育の利用予定日数に応じて実施施設に納めるものとする。

（負担金の返還）

第１０条　市長は、一時保育の利用児童が利用予定日数より利用した日数が少ない場合は、利用予定日数に応じた負担金を納めた保護者にその相当する負担金の額を返還するものとする。

（一時保育利用状況の記録）

第１１条　実施施設の長は、第７条の規定により一時保育の受入れの承諾をした場合は、その利用状況を一時保育利用台帳に記録するものとする。

附　則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年告示第１０９号）

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年告示第７５号）

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年告示第１８号）

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年告示第４１号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和６年告示第１４号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（様式　略）

保育所における苦情解決制度実施要領

（目的）

第１条　この要領は、保育所における、保護者とのよりよい関係づくりをめざして、提供するサービスについて利用者からの意見・要望あるいは苦情（以下「苦情」という。）を解決するため、必要な事項を定めるものとする。

（苦情解決体制）

第２条　苦情の円滑、円満な解決を図るため、次の役割を置く。

（１）　保育所ごとに、苦情受付担当者（以下「担当者」という。）を置く。

（２）　保育所ごとに、苦情相談解決責任者（以下「責任者」という。）を置く。

（３）　苦情を客観的に解決するために第三者委員を置く。

（４）　前号の第三者委員は、相談あるいは苦情解決の実効性を高めるため、法人と共同で第三者委員を置くことができる。

（担当者の職務）

第３条　担当者の職務は次のとおりとする。

（１）　利用者からの苦情の受付

（２）　苦情内容、利用者の意向等の確認と記録

（３）　受け付けた苦情及びその改善状況等を、責任者へ報告

（責任者の職務）

第４条　責任者の職務は次のとおりとする。

（１）　苦情を申し出た利用者との話し合い等による解決

（２）　必要に応じて第三者委員の立ち会いを要請し助言を求める

（３）　必要に応じて苦情解決結果についての報告［利用者・第三者委員・南国市子育て支援課］

（第三者委員）

第５条　第三者委員は、苦情を円滑、円満に図ることができる者で、信頼性を有する者を市長が任命する。

２　第三者委員は、３名程度とする。

３　第三者委員の報酬は無報酬とする

４　第三者委員の職務は次のとおりとする

（１）　責任者からの受け付けた苦情内容の報告聴取

（２）　利用者からの苦情の直接受付

（３）　責任者からの苦情に係わる事案の改善状況等の報告聴取

（４） 利用者と責任者の話し合いへの立ち会い、助言

（５） 県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会からの事情調査、あっせん及び必要と認める状況把握に関すること

（利用者への周知）

第６条 責任者は、利用者に対して、担当者、責任者及び第三者委員の氏名、連絡先や苦情解決の仕組みについて、お便りや提示等により、常に周知を図るものとする。また、利用者が利用しやすい状況、環境づくりに努めなければならない。

（苦情の受付等）

第７条 担当者は、利用者等からの苦情を随時受け付けるものとする。

２ 担当者は、利用者からの苦情受付に際し、意見・要望等の受付書〔書式１〕に記録し、その内容について申出人に確認する。

３ 投書など匿名の苦情についても、意見・要望等の受付書〔書式１〕に記録し、必要な対応を行う。

（苦情解決の話し合い）

第８条 責任者は、申出人との話し合いによる解決に努めなければならない。その際、申出人又は責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる。

２ 第三者委員の立ち会いによる申出人と責任者の話し合いは、次により行う。

ア．第三者委員による苦情内容の確認

イ．第三者委員による解決案の調整、助言

ウ．話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認

第９条 責任者は、必要に応じて、申出人に改善等を約束した事項について、申出人及び第三者委員に対して、意見・要望等の相談解決結果報告書〔書式２〕により報告すること。

２ 責任者は、一定期間ごとに苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受ける。

（解決結果の公表）

第 10 条 苦情解決の結果については、個人情報に関するものを除き「園だより」や「クラスだより」など保育所からの広報機関誌にその実績を掲載し、公表する。

南国市病後児保育事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、児童が病気の回復期にあり、集団保育の困難な期間について、児童を保育所等で一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的とし、南国市病後児保育事業（以下「病後児保育事業」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第２条　病後児保育事業の実施主体は、南国市とする。

２　病後児保育事業は、あらかじめ市長が指定する施設（以下「実施施設」という。）において実施する。

（対象児童）

第３条　病後児保育事業の対象となる児童は、次の要件を満たす者とする。

（１）　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第１９条第１項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どものうち、同法第２０条第３項の規定により南国市が保育必要量の認定を行った者

（２）　病気の回復期にあることから集団保育が困難であり、かつ、その保護者が就労等の都合により家庭で保育を行うことが困難であると市長が認める者

（実施施設及び利用定員）

第４条　病後児保育事業の実施施設及び一日当たりの利用定員は、次のとおりとする。

（１）　実施施設の名称　後免野田保育園

（２）　一日当たりの利用定員　４人

（実施日及び実施時間）

第５条　病後児保育事業の実施の日及び開設の時間は、実施施設が定めるものとする。

（利用者の登録）

第６条　病後児保育事業を利用しようとする児童の保護者は、南国市病後児保育事業登録申請書（別記様式）により市長に児童の登録を申請しなければならない。

２　市長は、前項の登録の申請があったときは、速やかにこれを審査し、実施施設と協議のうえ適当と認めたときは、病後児保育事業を利用する児童として登録し、その旨を当該保護者及び実施施設に通知するものとする。

３　前項に規定する登録の有効期限は、登録の日からその日の属する年度の末日までとする。

（病後児保育事業の利用）

第７条　前条第２項の登録の通知を受けた保護者は、病後児保育事業を利用しようとするときは、あらかじめ実施施設に連絡のうえ、南国市病後児保育事業利用申請書（別記様式）に児童の主治医による病後児保育事業の利用に支障がない旨を明記した書類（原則として利用の日の前日又は当日の診断等によるものとする。）を添えて市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、実施施設と協議のうえ適当と認めたときは、病後児保育事業の利用を決定し、その旨を当該保護者及び実施施設に通知するものとする。

（申請等の特例）

第８条　第６条第１項及び前条第１項の申請の手続（以下「利用等手続」という。）は、それぞれ実施施設を経由して行うことができる。

２　病後児保育事業を利用しようとする保護者は、緊急その他やむを得ない事由により、あらかじめ利用等手続を行ういとまがない場合は、実施施設の承諾を得て病後児保育事業を利用することができる。この場合において、当該保護者は、速やかに利用手続を行わなければならない。

（利用の拒否及び中止）

第９条　市長は、次に掲げる場合は、病後児保育事業の利用を認めず、又は利用の決定を取り消すことができる。

（１）　児童の病気が再発状態に、又は急性期にあるなど回復期にあると認められない場合

（２）　児童の病気が変化し、実施施設における対応が困難である場合

（３）　その他病後児保育事業を利用することが不適当と認める場合

（利用期間）

第10条　病後児保育事業の利用できる期間は、集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で育児を行うことができない期間の範囲とし、原則として１回の利用につき開始の日から１週間以内とする。ただし、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、これを超えて利用することができる。

（費用負担）

第11条　病後児保育事業を利用する保護者（以下「利用保護者」という。）の負担は、無料とする。ただし、病後児保育事業の利用中に要した食費、医療費、移送費等に係る費用は、実施施設に支払わなければならない。

（利用保護者の遵守事項）

第12条　利用保護者は、市長及び実施施設の病後児保育事業の利用に関する指示に従わなければならない。

（実施施設の責務）

第13条　実施施設は、病後児保育事業を専門に担当する看護師、保育士等の職員を配置するものとし、児童２人に対し、１人を基本として配置する。

２　実施施設は、病後児保育事業の実施に当たり、児童の体温の管理等その健康状態を的確に把握し、その病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫するとともに、他の児童への感染の防止に配慮しなければならない。

３　実施施設は、病後児保育事業の実施に関する帳簿資料等を他の事業の経理と区分して整備しなければならない。

（報告等）

第14条　市長は、実施施設に対し、病後児保育事業の実施に関する報告若しくは資料の提出又は必要な説明を求めることができる。

２　実施施設は、前項の市長の求めに対し、これを拒んではならない。

（委任）

第15条　この要綱の定めるもののほか、病後児保育事業の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

南国市多子世帯保育料等に係る補助金交付要綱

令和３年７月１２日　告示第１２２号

令和６年５月３１日　告示第１０６号

（趣旨）

第１条　この要綱は、子育て支援として、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、１８歳に達する日以後最初の３月３１日までの間にある児童を３人以上養育している世帯の第３子以降児の満３歳に達する日以後最初の３月３１日までの期間に係る保育料等を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　幼稚園　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する幼稚園（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２７条第１項の確認を受けたものを除く。）をいう。

(2)　届出認可外保育施設　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条に規定する業務を目的とする施設であって、同法第５９条の２の規定による届出を行った施設をいう。

(3)　第３子以降児　保護者が現に扶養している１８歳に達する日以後最初の３月３１日までの間にある児童のうち、戸籍上の第３順位以降のものをいう。

(4)　保育料等　次に掲げる費用をいう。

ア　幼稚園にあっては、設置者が徴収する授業料

イ　届出認可外保育施設にあっては、設置者が徴収する認可保育所における保育に準ずる基本的な保育サービスに要する費用

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

(1)　南国市に住所を有する者（南国市の住民基本台帳に記録されている者をいう。）

(2)　１８歳に達する日以後最初の３月３１日までの間にある児童を３人以上養育している者

（補助対象経費及び補助金の額）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第５条　補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、南国市多子世帯保育料等に係る補助金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは、南国市多子世帯保育料等に係る補助金交付決定通知書（様式第２号）により補助対象者に通知するものとする。

（交付請求）

第７条　前条の規定による補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、南国市多子世帯保育料等に係る補助金交付請求書（様式第３号）を市長に提出するものとする。

（返還）

第８条　市長は、補助対象者が虚偽の申請により補助金の交付を受けた場合は、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（加算金及び延滞金）

第９条　補助対象者は、前条の規定による返還を求められた場合は、南国市補助金の交付に関する条例（昭和５３年南国市条例第２０号）第１４条の規定に基づき加算金及び延滞金を納付しなければならない。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則（令和６年告示第１０６号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第４条関係）

施設区分	補助対象経費	補助金の額
幼稚園	第３子以降児の満３歳に達する日以後最初の３月３１日までの期間に係る保育料等	補助対象経費の額から子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号）第１５条の６第１項に規定する施設等利用費の額を差し引いて得た額。ただし、月額２５，０００円を限度とする。
届出認可外保育施設	第３子以降児の満３歳に達する日以後最初の３月３１日までの期間に係る保育料等	補助対象経費の額。ただし、月額５０，０００円（子ども・子育て支援法第３０条の４に規定する子育てのための施設等利用給付の支給を受けている場合は、月額５０，０００円から当該支給月額を差し引いて得た額）を限度とする。

備考　補助対象経費とする保育料等は、原則として第５条の規定による申請の日の属する年度に係るものに限る。ただし、前年度の３月分の保育料等その他市長が年度を超えて申請することがやむを得ないと認めた保育料等にあっては、この限りでない。

南国市幼児教育・保育副食費に係る補助金交付要綱

令和元年９月３０日告示第７２号
令和５年４月２５日告示第３７号
令和６年４月１５日告示第５０号

（趣旨）

第１条　この要綱は、南国市補助金の交付に関する条例（昭和５３年南国市条例第２０号）第１７条の規定に基づき、教育・保育給付施設等及び未移行幼稚園において提供される給食に係る副食費について補助することで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的とする南国市幼児教育・保育副食費に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　１号認定子ども　法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。

(2)　２号認定子ども　法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号）第４条第１項第２号に規定する特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）をいう。

(3)　未移行幼稚園に通う施設等利用給付認定子ども　法第３０条の４第１号から第３号までに掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども（法第３０条の５第７項の規定により施設等利用給付認定を受けたものとみなした場合における同項第１号及び第２号に定める小学校就学前子どもを含む。）であって、未移行幼稚園に通うものをいう。

(4)　特定教育・保育施設等　特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者をいう。

(5)　特定教育・保育等　特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特別利

用地域型保育又は特定利用地域型保育をいう。

(6)　未移行幼稚園　法第７条第１０項第２号に規定する幼稚園をいう。

(7)　副食費　特定教育・保育施設等又は未移行幼稚園において提供される給食のうち、主食（米、麺、パン等をいう。）を除いた部分の提供に係る食材料費（牛乳、お茶、おやつを含む。）をいう。

（補助対象者等）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

（交付申請）

第４条　補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

(1)　１号認定子ども、２号認定子ども又は未移行幼稚園に通う施設等利用給付認定子どもの保護者　南国市幼児教育・保育副食費に係る補助金交付申請書（保護者申請用）（様式第１号）

(2)　特定教育・保育施設等及び未移行幼稚園　南国市幼児教育・保育副食費に係る補助金交付申請書（施設申請用）（様式第２号）

２　前項の規定による申請は、原則として１月ごとに、市長が別に定める期日までに当該月に係る副食費について行うものとする。

（交付決定）

第５条　市長は、前条の申請書の提出を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める交付決定通知書により、当該補助対象者に通知するものとする。

(1)　１号認定子ども、２号認定子ども又は未移行幼稚園に通う施設等利用給付認定子どもの保護者　南国市幼児教育・保育副食費に係る補助金交付決定通知書（保護者申請用）（様式第３号）

(2)　特定教育・保育施設等及び未移行幼稚園　南国市幼児教育・保育副食費に係る補助金交付決定通知書（施設申請用）（様式第４号）

（交付請求）

第６条　補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、南国市幼児教育・保育副食費に係る補助金交付請求書（様式第５号）により、市長に補助金の交付を請求する

ものとする。

（交付決定の取消し等）

第７条　市長は、補助対象者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めたときは、その補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則（令和５年告示第３７号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の南国市幼児教育・保育副食費に係る補助金交付要綱の規定は、令和５年４月１日から適用する。

附　則（令和６年告示第５０号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の南国市幼児教育・保育副食費に係る補助金交付要綱の規定は、令和６年４月１日から適用する。

別表（第３条関係）

補助対象者		補助金の額
保護者	次に掲げる子どもの保護者 (1)　南国市が認定した１号認定子ども又は２号認定子ども (2)　南国市が認定した未移行幼稚園に通う施設等利用給付認定子ども	次に掲げる額の合計額 (1)　特定教育・保育施設等に対して支払った特定教育・保育等において提供される給食に係る副食費の額。ただし、次のア及びイに掲げる副食費に応じ、当該ア及びイに定める額を１月当たりの上限とする。 ア　南国市が認定した１号認定子どもに係る副食費　１名当たり１食２４０円に給食が実施された日数（２０日を限度とする。）を乗じて得た額（当該額に１０円未満の端数がある場合は、当該端数は切り捨てる。） イ　南国市が認定した２号認定子どもに係る副食費　１名当たり４，８００円 (2)　未移行幼稚園に対して支払った特定子ども・子育て支援において提供される給食に係る副食費（法第５９条第３号ロの規定により実施される「実費徴収に係る補足給付事業」の対象となるものを除く。）の額。ただし、南国市が認定した未移行幼稚園に通う施設等利用給付認定子ども１名当たり４，８００円を１月当たりの上限とする。
施設	特定教育・保育施設等	１　各月初日における南国市が認定した１号認定子ども又は２号認定子どもの保護者から特定教育・保育等において提供する給食に係る副食費として実費徴収する額を減免する場合における当該減免額。ただし、南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年南国市条例第２４号）第１３条第４項第３号の規定により減免する場合を除く。 ２　次に掲げる副食費に応じ、当該各号に定める額を１月当たりの上限とする。 (1)　南国市が認定した１号認定子どもに係る副食費　１名当たり１食２４０円に給食を実施した日数（２０日を限度とする。）を乗じて得た額（当該額に１０円未満の端数がある場合は、当該端数は切り捨てる。） (2)　南国市が認定した２号認定子どもに係る副食費　１名当たり４，８００円
	未移行幼稚園	南国市が認定した未移行幼稚園に通う施設等利用給付認定子どもの保護者から特定子ども・子育て支援において提供する給食に係る副食費として実費徴収する額を減免する場合における当該減免額。ただし、法第５９条第３号ロの規定により実施される「実費徴収に係る補足給付事業」の対象となる副食費に係る減免を除くものとし、南国市が認定した未移行幼稚園に通う施設等利用給付認定子ども１名当たり４，８００円を１月当たりの上限とする。

令和７年度　南国市保育要覧

南国市子育て支援課

〒783-8501　　高知県南国市大埇甲2301

TEL ［直通］ 088－880－6562
［代表］ 088－863－2111

FAX ［代表］ 088－863－1167